mizuho global news

2018
JAN&FEB
vol.95

みずほ海外ニュース

02 今月の特集
2018年米国はどう動くか

13 グローバル インサイト
日本の医療関連市場の現状と
アジア市場における商機
みずほ銀行 産業調査部 公共･社会インフラ室　調査役 稲垣 良子

人材不足からみた介護分野における
技能実習制度の課題と展望
みずほ銀行 産業調査部 公共･社会インフラ室　高杉 周子

19 アジア インサイト
対中投資が製造業主導で上向く
～2016年下期以降の日本の
対アジア直接投資動向～
みずほ総合研究所 アジア調査部　上席主任研究員 酒向 浩二

21 国際人事労務リポート
「タイ人従業員の退職リスク」への処方箋
KPMGコンサルティング株式会社
マネジャー 吉田 崇氏
コンサルタント イングカナンタヴァーリー ラタナチョート氏

26 中国商務指南～中国ビジネス最新ガイド～
中国「新常態」における対外開放政策
～2017年の外資政策の動向と
今後の展望～
みずほ銀行 中国営業推進部
調査役 王博（中国弁護士）
調査役 佐藤 直昭（現在、みずほ総合研究所 アジア調査部 中国室主任研究員）

特集

2018年米国はどう動くか

2年目のトランプ政権、きめ細かな情報収集で対応を

みずほ総合研究所　欧米調査部長 安井 明彦

2018年の米国では、トランプ政権が発足から2年目を迎える。公約の実現に時間がかかる等、1年目はスロー・スタートとなったトランプ政権だが、規制緩和等ではエンジンがかかってきた。政策の優先順位が見えにくいだけに、ビジネス環境の変化に対応を迫られる企業としては、これまで以上にきめ細かな情報収集の必要性が高まっている。

1年目はスロー・スタート

衝撃的な大統領選挙を経て誕生したトランプ政権だが、その1年目となる2017年の政権運営は、なかなかエンジンがかからなかった。大統領の派手な言動に代表される表向きの喧騒と、実際の政策運営における停滞とのかい離が目立つ1年だったといえよう。

とにかく、公約の実現には時間がかかった。2017年1月に発足したトランプ政権は、まずオバマ政権が実施した医療保険制度改革（オバマケア）の廃止に取り組んだ。しかし、議会審議は難航し、7月には議会で廃止法案が否決されてしまった。公約の目玉である税制改革は、11月になるまで議会審議を本格化させられず、日本企業等も注目していたインフラ投資の支援に至っては、立法につながるような具体案すら発表されなかった。

そこまでスロー・スタートとなった背景には、トランプ大統領に政治や行政の経験がなく、政権運営に慣れるまでに時間が必要だったという事情がある。政権スタッフは内紛に揺れ、各省庁の人事は大幅に遅れた。議会との連携も、不十分だった。

過去の政権と比べても、トランプ政権の立ち上がりの遅さは際立つ。2009年に発足したオバマ政権の場合では、就任直後の2月に大型の景気対策が成立している。2001年発足のブッシュ（子）政権も、1年目の6月には大型の減税を実現させている。オバマ政権であればオバマケア、ブッシュ（子）政権であれば景気対策といったように、就任1年目の後半には、すでに2つ目の大きな政策課題に取り組み始めていた。

もっとも景気の観点では、トランプ政権のスロー・スタートは、必ずしも悪い話ばかりではない。景気への悪影響が懸念された公約も、本格化するまでには時間がかかった。保護主義が懸念された通商政策では、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定からは離脱したものの、中国の為替操作国認定等は見送られた。大統領令で進めようとした移民・難民の入国制限についても、司法の判断で修正を余儀なくされている。

国会議事堂（手前）のあるワシントンD.C.中心部

むしろ景気にとっては、好ましくない公約が実現しなかったという点で、スロー・スタートは朗報だった。そもそも景気は拡大基調にあり、政策による特段の後押しは求められていなかったからである。実際に、

2017年の米国経済は好調に推移した。表向きの喧騒と政策運営の停滞のかい離だけでなく、政策運営の停滞と好調な経済のかい離も、2017年の米国の特徴だった。

ところどころでエンジンがかかり始めた

トランプ政権が2年目を迎えるなかで気をつける必要があるのは、全てが停滞したままとは限らないことだ。なかには、エンジンがかかり始めた分野もある。2017年末に大きく動いた税制改革に加え、見逃せないのが規制緩和と司法の掌握である。

規制緩和では、エネルギー、環境、そして金融関連が主要な対象となっている。トランプ政権は、3つの手法を通じて、緩和的な規制環境を作ろうとしてきた。

第一は、議会を通じた規制の廃止である。規制といえば行政の自由度が高い分野だが、トランプ政権は、これまであまり使われたことのない議会の手続きを利用して、オバマ政権が施行した規制を廃止してきた。こうした手法には、行政の手続きを利用するよりも、迅速に規制を廃止できる利点がある。

第二は、新しい規制の見送りである。トランプ政権の1年目では、パブリックコメント等を通じて施行の準備が整った規制の数が、オバマ政権よりも格段に少なかった（図表1）。「新しい規制を1件導入した際には、2件の規制を廃止する」という方針も打ち出されており、新しい規制が施行され難くなっているようだ。

第三は、人事である。トランプ政権は、CFPB（消費者金融保護局）やOCC（通貨監督庁）、SEC（証券取引委員会）といった金融関連の主要な規制機関のトップに、次々と規制緩和に前向きな人材を据えている。

司法の分野では、2017年4月に就任した最高裁のゴーサッチ判事を筆頭に、トランプ政権は連邦判事の指名を積極的に進めている。同年11月時点での指名者数は、過去の政権を上回る（図表2）。連邦判事は終身職であり、指名の影響は向こう数十年にわたって続く可能性がある。まさにトランプ大統領のレガシー（遺産）だ。

図表1. 施行準備が整った規制の数

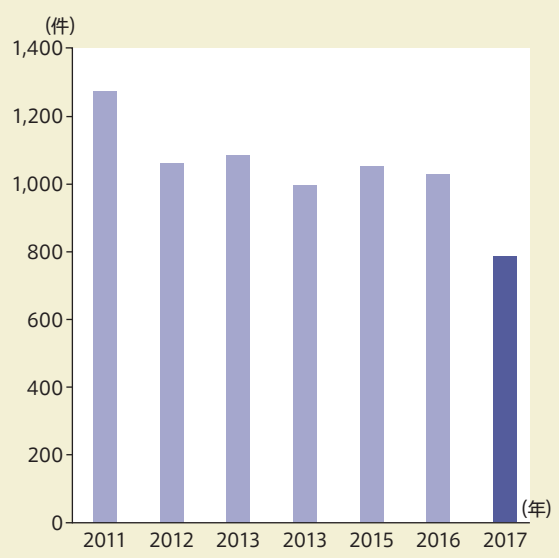

(注)年央までに最終案が公開された規制の数
(資料)ジョージワシントン大学規制研究センター資料より、みずほ総合研究所作成

図表2. 連邦裁判所判事の指名・承認数

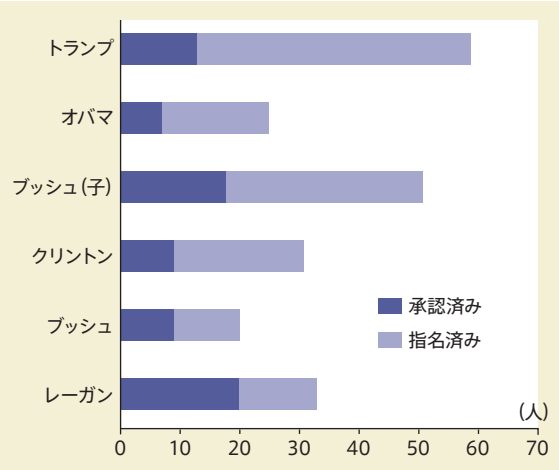

(注)就任１年目11月15日時点。最高裁、控訴裁、地方裁判事
(資料)Ballotpedia資料等により、みずほ総合研究所作成

司法の行方は、企業の観点からも見逃せない。規制の是非等、裁判所はビジネスに多大な影響を与える判断を下す立場にある。たとえば、オバマ政権が準備した発電所に対する二酸化炭素排出規制は、最高裁の判断で実施が差し止められている。トランプ政権が推進するキーストーンXL等のパイプライン建設の是非も、裁判で争われてきた。規制緩和への姿勢等の点で、どのような判事をトランプ政権が指名していくかによって、今後のビジネス環境にも無視できない影響が及びそうだ。

きめ細かな情報収集が求められる

規制や裁判の動きは専門的な色彩が強く、それほど一般のメディアに報道される機会は多くない。そうした分野でトランプ政権の活動が本格化してきた以上、企業としては、これまで以上にきめ細かな情報収集に努める必要がある。また、規制に関しては、パブリックコメント等の局面を通じ、企業の意見が求められるケースが少なくない。場合によっては、アクティブな働きかけを行うことも検討に値しよう。

それ以外にも、2年目のトランプ政権では、きめ細かな情報収集が必要とされる理由がある。政策の優先順位が不透明なことである。1年目の終盤に取り上げられた税制改革に続き、トランプ政権が何に力を入れ

ていくのかは、必ずしも明確ではない。どこにビジネスチャンスが生まれようとしているのか。あるいは、どのようなリスクが浮上し得るのか。注意深く見守る必要がある。

ビジネスチャンスとなり得るのは、ほとんど手つかずとなってきたインフラ投資の推進である。経済担当のコーン補佐官等は、税制改革が実現した暁には、インフラ投資を主要な課題に据える方針を示唆している。その一方で、トランプ政権が示唆してきた官民連携パートナーシップ(Public-Private Partnership、略称P3)の活用等を通じた民間投資の活用については、具体的な推進の枠組み等の議論は遅れている。

懸念されるのは、保護主義的な通商政策等、景気に悪影響を与える政策にも、エンジンがかかってくるリスクである。たとえば通商政策では、NAFTA(北米自由貿易協定)の再交渉が進められている。企業としては、交渉が不調に終わりNAFTAが廃棄された場合はもちろんだが、再交渉が妥結に漕ぎ着けたとしても、これまでのビジネスの進め方を踏襲できるとは限らない。自動車分野における原産地規制の見直しの行方等によっては、NAFTAの枠組みを使い続けるのか、それとも、NAFTA枠外でのビジネスに移行するのか、決断を迫られるかもしれない。

議会中間選挙もリスク要因に

2018年11月に行われる議会中間選挙も、政策の先行きに対する不透明感を高める要因になり得る。11月6日に投開票が行われる中間選挙では、共和党が多数党を失う可能性が取り沙汰されている。多数党が交代した場合には、トランプ大統領の弾劾手続きが開始される等、政策運営の混迷が深まりかねない。2016年の選挙では、大統領と議会多数党を共和党が制し、公約の速やかな実現への期待が「トランプ相場」と呼ばれる株価の急騰をもたらした。2018年の中間選挙は、当時とは正反対の効果をもたらすリスクがある。

中間選挙の行方を左右するのは、投票用紙には名前の無いトランプ大統領への評価である。1年目の大統領が迎えた中間選挙では、支持率が低い大統領を擁する政党が、多くの議席を失う傾向にある。トランプ大統領の支持率は、2017年11月時点で40%を割り込んでいるが、過去に中間選挙の9月時点で支持率が40%を割り込んでいた大統領は、下院で50議席以上を失っている(図表3)。今回の選挙であれば、多数党の座が民主党に移るには、十分すぎる議席の減少である。トランプ政権にとっては、政権浮揚につながる成果の実現が急務となるわけであり、なおさら2年目の政策運営には力が入るだろう。

エンジンがかかってきた2年目のトランプ政権では、1年目に見られた2つのかい離が縮小していく可能性がある。表向きの喧騒と同じように政策の動きが慌ただしくなり、それが景気にも影響を与える展開である。企業の立場としても、いよいよトランプ政権の動静から、目を離せなくなりそうだ。

図表3. 大統領支持率と中間選挙での議席減(下院)

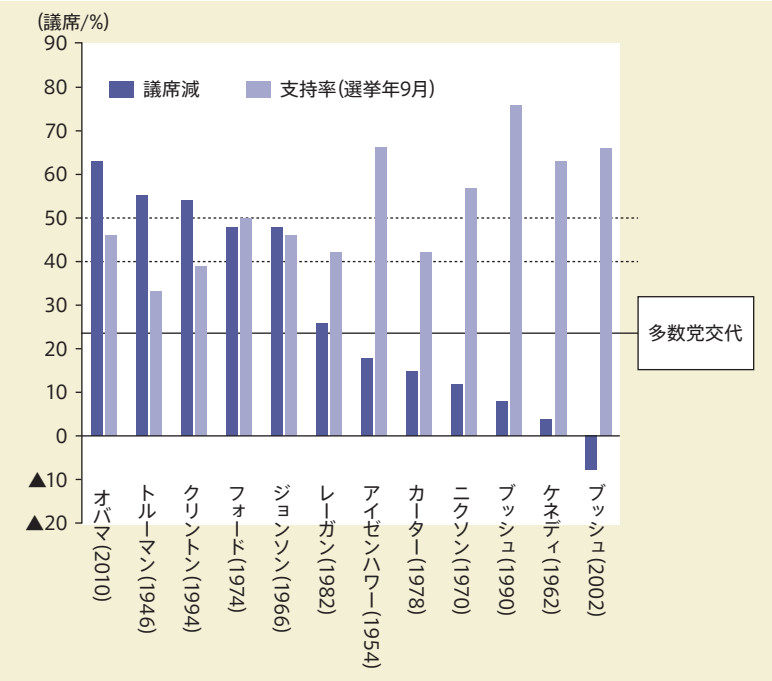

(注)支持率はギャロップ社調査
(資料)NBC News資料より、みずほ総合研究所作成

2018年の米中関係の行方

現代中国研究家 津上 俊哉氏

トランプ大統領が就任してから間もなく1年が経つ。私は中国経済が専門だが、2017年初め、トランプ大統領就任直後のワシントンDCに3ヵ月ほど短期滞在し、7月には『「米中経済戦争」の内実を読み解く』(PHP研究所刊)という本も書いた。本稿では半年前に拙著でした予想を思い返しながら、2018年の米中関係の行方を展望したい。

トランプ政権の姿勢

トランプ政権の基本姿勢について、拙著では「トランプ大統領はバノンらナショナリストと女婿のクシュナーらグローバリストの間を揺れ動くだろう」と予想した。大きく外れはしなかったが、今はそれより「史上稀に見る仕事のできない政権」という印象が勝っている。

とにかくTPPや気候変動パリ協定からの脱退のように、行政府限りで可能な「止める」決定はできても、オバマケア撤廃のつまずきに見られるように、利害対立を調整しながら多数派を形成して大きな政策を実現させるといったことができない政権だ。

その大きな原因が大統領の人格・能力にあることは明らかだが、政権幹部の出入りが激しい、省庁の幹部任命も進んでいないなど、政権全体の人的資源にも大きな問題がある。

表は上院の承認を要する省庁幹部ポストの任命状況だが、間もなく1年が過ぎようとしているのに、まだ1/3しか任命できていない。大統領が嫌いな国務省、環境保護局、国際開発庁(援助)などは、主要ポストがガラ空きだ。

特に、外交は「惨憺たる」という形容がふさわしいほど機能が低下している。大統領が外遊しても「共同声明」が出せない。事前の文書作業をこなせるマンパワーが政権内にないからだ。2017年11月に大統領訪中を受け入れた中国の外交当局事務方などは、陰で失笑していたのではないか。

北朝鮮問題(後述)でも、国連制裁の履行は中国やロシアだけでなく東南アジアやアフリカなど第三国についても綿密なチェックが必要なはずだが、人手不足でそれも十分できていないと聞いた(そもそも大使の任命もまだ半分)。

また、議会共和党の「劣化」も手伝って、この政権で議会の協賛が必要な「大きな政策」がどこまで実現できるのか、本当に疑わせる(税制改正だけは共和党多数の賛同を得て、ようやく日の目を見そうだが)。

NAFTA(北米自由貿易協定)の改訂交渉では自動車を筆頭に、過去四半世紀の間に構築されたカナダ、メキシコとの分業構造を大きく揺るがせかねない原産地規則の改正要求を持ち出している。しかし、本気で要求すれば米国内でも関係業界・地方が死活問題だと猛反対しかねない難物の中身を、この政権の手薄な陣容でまとめられるかは疑問がある。

表. 任命に上院の承認を要する政府幹部ポストの充足状況

	正式承認	指名済み	候補者無し	合計ポスト
国務省	22%	15%	63%	72
各国駐箚大使	49%	17%	34%	82
国防総省	48%	30%	22%	54
財務省	34%	10%	55%	29
司法省	32%	18%	50%	28
商務省	48%	29%	24%	21
環境保護局	15%	38%	46%	13
国際開発庁	9%	9%	82%	11
大統領行政府*	22%	35%	43%	23
政府全体	33%	26%	41%	615

(出所)ワシントンポスト紙データベース(12/1現在)から筆者作成
＊大統領行政府の重要ポストの多くは上院の承認を要しない

対中通商政策も決まらない

マンパワーの欠乏とこのNAFTA交渉のせいで、他の通商課題がほとんどクラウド・アウトされている現状では、「米中通商関係がどうなるのか」もなかなか見通せない。

米中経済・通商関係は決して順調ではない。2017年4月の首脳会談で合意された「100日行動計画」は、5月に開催された「一帯一路国際会議」のときは、中間成果が発表されるなど、一定の進展を見せていた。

しかし、「100日」が経過した同年７月、オバマ政権時代の「戦略経済対話（SED）」を改組して開催された「包括経済対話（CED）」は米側を失望させて、予定された共同発表会見がキャンセルされる結果に終わってしまった。

11月のトランプ大統領初訪中時には「2,500億ドルに及ぶ巨額の商談」がサインされたが、儀式を華々しく飾る効果はあっても、実質的な効果はなかった。そのことは、米国財務省が11月に中国が求めているWTOにおける「市場経済国」認定を拒んだことでも明らかだ。担当の米財務省局長は記者会見で「包括経済対話（CED）は『失速』状態で、次の開催日時も未定だ」と突き放した。

中国政策はすべてが北朝鮮問題とのディール対象？

そうはいっても、トランプ政権が経済・通商問題で中国に強硬姿勢をとれる可能性は低い。北朝鮮問題があるからだ。

トランプ政権のアジア政策は、北朝鮮の核ミサイル開発問題で占拠されてしまっている。中国との経済・通商問題を解決することは、トランプがコアサポーターである白人労働者たちに約束したことだが、今は北朝鮮問題のディール材料になっている。「ディール巧者」を自任するトランプが習近平に対して「中国が北朝鮮問題を解決してくれれば（米中の）通商合意は素晴らしいものになる」といってしまったからだ（4月首脳会談後の大統領発言）。

11月29日、高度4,500kmまで上がった火星15号ミサイル実験の後、米国の対中要請は、いよいよ究極の制裁手段、石油供給停止にまでレベルが上がったが、中国は依然9月の「水爆」実験後に決まった国連制裁決議の「完全履行」を上回る制裁には同意していない。米国は不満だろうが、だからといって、単独で武力行使に踏み切ることも現実的ではない。

今後の核ミサイル問題は、高い確率で「膠着化」の道筋をたどるだろう。北朝鮮は米国の報復を招くような挑発[*1]は避けるが開発は止めない（さらには量産に進む）、国際社会の側も9月の国連制裁を継続するかたちでの膠着だ。核ミサイル開発と並んで、改革による経済成長も目指す（＝「並進路線」）金正恩にとって、制裁の継続は大きな痛手のはずだが、同国の姿勢から見て、譲歩してくることは考えにくい。

米国本土をリスクにさらす核ミサイル問題が、このようなかたちで膠着状態にある限り、トランプ政権は中国に制裁の完全履行を求め続けることが最低限必要であり、その傍らで対中経済・通商問題で中国に対して強い態度に出ることは難しいだろう。

拙著では、今後コアサポーターとの関係で「何もしない訳にいかない」としても、せいぜい小振りな対中制裁措置[*2]を発動する、そうなれば中国も対抗措置を発動する結果、双方が解決を目指した交渉を行い、互いに「勝利宣言」する、といった「出来レースの米中貿易戦争」になるのではないかと予測した。今もこの予想を変える必要は感じない。

党大会を終えて立場と自信を強めた習近平主席

習主席にとって、対米関係を安定的に運営することは昨年の至上命題だった。10月の党大会を控えた時期に対米関係が悪化したのでは大会前の国内調整に専念できなくなるし、だからといって米国に譲歩しすぎれば、これまた党内の保守派・強硬派の批判に晒されるからである。

この観点から振り返ったとき、4月にフロリダで開催された米中首脳会談から11月のトランプ大統領訪中まで、習主席は慎重かつ周到に準備を進めて、見事に乗り切ったといえるだろう。大統領訪中時の記者会見

では、オバマ前大統領に持ちかけて拒絶されて以降、しばらく封印していた「太平洋は中米両国を収められるだけの広さがある」というセリフを再び持ち出して「新型大国関係論」を完全復活して見せた。

拙著で米中関係の先を読み切れなかった思いがするのは、党大会報告に見えた習主席の自信に満ちた態度だ。あの報告は高揚感に包まれていた。報道されたように、①「習近平新時代中国特色社会主義思想」に基づいて、②「2035年に社会主義現代化を基本的に実現する」ことを中間地点として、③今世紀中葉に「社会主義現代化強国」を建設し、「中華民族の偉大な復興」を成し遂げるとした。

30年前「社会主義現代化を基本的に実現」する時期は「来世紀中葉」とされていた（1987年の第13回党大会における鄧小平報告）。習近平は上述②で、この達成を15年前倒しする一方、上述③の「中華民族の偉大な復興」の達成時期は動かしていない（「中国夢」で目標とした2049年の建国百周年≒今世紀中葉）。

②は前倒しするのに③は変えない…このちぐはぐさが暗示するのは「中華民族の偉大な復興」の含意がこれまでより野心的になったということだ。公然とはいわないが「さまざまな点で米国を凌駕して世界一の国になる」という意味に変わったのではないか。

「中国の特色あるモデルは世界の発展途上国に新しい選択肢を提示した」と、中国モデルに対する自信も深めている。「思い上がるな」といいたいが、習主席は「そうはいっても、米国民はあなた方が大事にしてきた米国流の価値観を打ち壊す大統領を選んだではないか」というかもしれない。

今の中国の実力では、いまだ米国には敵わない。対米関係は依然として別格、最重要な外交関係だ。「米国は過去いつも台頭するライバルを潰してきた」という警戒感も習主席の脳裏を去ることがないだろう。

それでもトランプ政権のこの1年足らずの有様を見て、習主席は彼我の懸隔をだいぶん縮めた思いだろう。米国には丁重に接し続けるが、ボトムラインは譲らないぞという自負、米国と正面から対峙する訳でない「一帯一路」など第三国との外交面では、米国に気兼ねなく振る舞わせてもらうという自負を感じる。

米中関係を見ていると、米国の劣化はそれくらい急速に進行しているという思いがする。

＊1 米国は北朝鮮がグアム島周辺にミサイルを撃ち込んだ場合や、太平洋上でミサイルに搭載した核弾頭を爆発させた場合には、武力で報復する意向を北朝鮮にも中国にも伝えていると見られる

＊2 通商法の安全保障条項を用いた貿易制限措置や通商法301条に基づく制裁（たとえば、知的財産権侵害への対抗措置）など

津上 俊哉氏 プロフィール

1957年生まれ、1980年東京大学卒業後、通商産業省に入省、在中国日本大使館参事官、北東アジア課長、経済産業研究所上席研究員を歴任後、文筆評論活動へ。現代中国研究家。2017年1～3月今後の米中関係調査のため米国ワシントンDCに短期滞在。著書に『中国台頭』（2003年サントリー学芸賞受賞）、『中国台頭の終焉』（ともに日本経済新聞社刊）、『「米中経済戦争」の内実を読み解く』（2017年PHP研究所刊）等がある。

ワシントンD.C.駐在員事務所を開設

みずほ銀行 ワシントンD.C.駐在員事務所　所長 石原 亮

石原所長

みずほ銀行は、2017年10月10日 米国ワシントンD.C.に駐在員事務所を開設しました。当拠点は、みずほフィナンシャルグループの日本以外の拠点として117拠点目、米国内では12番目の拠点になります。

ワシントンD.C.は、ご案内のとおり「アメリカ合衆国の首都」であり、また「世界政治の中心都市」です。日本語で正確に記すなら、アメリカ合衆国コロンビア特別区ワシントン市となりますが、約177㎢の首都（千代田区が約12㎢にて意外に広いが、昼夜の人口差が大きいこと、中心部が公園など千代田区との共通点が多い）は歴史を紐解くと、政治家（議員と政権幹部）が議論を重ね、利害関係を調整し生み出された憲法に定められた恒久の首都です。United States of Americaのどの州にも属さず、州またぎ案件を調整するための機能（政策・規制の本来の目的）を担っているといえます。別途、世界銀行・国際通貨基金等の国際金融機関と170ヵ国以上の各国大使館が軒を連ね、グローバル金融の調整弁たる機能も有しています。

みずほ銀行ワシントンD.C.駐在員事務所は、金融機関営業を担わず、情報収集・発信が業務です。また、みずほフィナンシャルグループ拠点としてプロトコール業務を担います。

事務所開設を発表した際に、多くの方から情報化社会において改めて拠点を構える意義や、米国の首都に拠点が無かったことは驚きというコメントをいただきました。日本企業でワシントンD.C.に拠点を設置すべきか検討されている企業にとって、本件が示唆になれば幸いです。

名称	みずほ銀行　ワシントンD.C.駐在員事務所 Mizuho Bank, Ltd. Washington, D.C. Representative Office
所在地	1275 Pennsylvania Avenue, NW, Suite 310, Washington, D.C. 20004, U.S.A.
営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9:00～17:00
体制	3名（内、日本人1名）
業務内容	・米国および全世界に関する政治・経済・金融規制等の情報収集 ・その他一般駐在員事務所活動

空港からのアクセス
タクシー：約40分（ワシントン・ダレス国際空港）
約10分（ロナルド・レーガン・ワシントン・ナショナル空港）

情報収集・発信業務について

業務の目的は、〈みずほ〉に対して、〈みずほ〉のお客さまのビジネスに影響するサプライズをいち早く察知し、経営に報告することである。コーポレートファイナンス営業を鑑みれば、当地に拠点を設置する意義は薄い。一方、金融を含む規制業種は特に業界を牽引、管理する政策、法令や規制、行政手続きが生命線であり、しっかりモニタリングすることが肝要である。

法案や規則は、当地で官民の関係者が公開討論会なども含めて会話を重ねた後、特定の政策関係者（委員会や行政府等）が個別に議論を重ね、妥協点を見いだし法案の最終案が策定される。さらに連邦政策は、大統領がサインをすることで成立する（連邦立法プロセスは、図：JETRO「米国における政策策定プロセスとロビー活動にかかる調査報告書」等を参照。https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2017/7f0f9e9b7bed9b62/report1703-1.pdf）。

一般に上記過程の90％は公開情報でわかる。つまり、上記「米国連邦政策の策定プロセス」のとおり、議場での傍聴やメディア報道等により相当の情報を得ることが可能である。当地のケーブルテレビやラジオでは、議会の公開議論だけを流すチャンネルがいくつもあり、各議員が自らの主義主張を各人の表現の仕方で述べられ論点が収斂されていく。

図. 連邦立法プロセス

（出所）JETRO「米国における政策策定プロセスとロビー活動にかかる調査報告書」

しかしながら、サプライズを事前に予知、把握するならば、事後的な結果の報道や、事実の積み重ねではなく、別途特定のチャネルから得られる10%のインサイト情報を得なければならない。最終的な利害調整や妥協点を見いだすディベートは、バーチャルの世界ではなく、人と人との駆け引きであり、相手の主義主張のバックグラウンドを理解したうえで会話の妥協点を限られた時間で見いださねばならない。まさに公開議論の後、各人の意見を忖度し法案にまとめる天才的な地道な業務（ディベート）がなされるわけだが、この最も重要な法案立案過程は、プロフェッショナリズムに満ちており、法案立法関係者のみぞ知る工程。この工程こそ、力関係も見据えた解読と「当方自身の戦略」の両方を理解していなければ、最終法案を見る前に文章表現の真意や当方への影響について解読することは不可能である。確かに対策として、日本からプロフェッショナルである外部コンサルタントと契約すれば、公開情報のモニタリングとインサイト工程を得られるが、図らずもフライインで対応してみて困難に直面した。

1）日本で報道される法案は、主要法案のごく一部。驚くほど膨大な数と内容の法案が発案され、同時並行で議論されている。下院を訪れるとわかるが、引っ切りなしにブザーがなり、議員に投票時間が来たことを知らせる。また、各官庁が策定する規則、法令手続きも同様である。さらに法案策定に際し政策関係者は、多くの時間を民間の利害関係者から提言を受け、状況を斟酌するために議論を展開することに費やしている。これら法案に至る前工程に目を光らせ、自ら関与することが肝要である。

2）情報の受け手たる〈みずほ〉の事情、お客さまの状況を同時に忖度した分析（モニタリングする関係法案の選択を含む）と空気・雰囲気を読むことが肝要であり、外部コンサルタントの報告だけでは、状況報告の域を出ない。

3）多くの有力同業他社企業（アジア企業を含む）が、当地に事務所を設置し、立法・行政関係者と議論を重ね、サプライズを回避しつつ、官民連携に貢献している。実に多忙な関係当事者と対等に議論するためには、単刀直入に課題を確認することが重要であり、常日頃からの接点が欠かせない。

4）本音トークは、技術革新により遠隔地でもスムーズな議論展開が可能となった今日にあっても、シンパシーを感じる同類にならなければ困難である。議員の多くが本拠を選挙区に構え、月曜日午後から金曜日の午前中をワシントンD.C.に赴任。行政府関係者も職のために当地に滞在する方も多く、全米の事情に話が及ぶことが多く、ワシントンD.C.だけをフォローしていると状況を見誤る可能性があること。こうした議論を展開できる真の友を何人作れるか、私にとって大いなるチャレンジが続く。

プロトコール業務について

当地で実に多く開催されるレセプションやセミナー等にて、みずほフィナンシャルグループが、世界を代表する国際金融機関の一員として、グローバル戦略を発信。国際金融政策が立案される初期段階から貢献することが可能と考えている。また、世界銀行・IMF等の国際金融機関による世界経済の発展に向けた動きをフォロー、貢献することも重要。170ヵ国以上の各国大使館には、政治、経済、金融の専門家が派遣されており、世界の動きを体感するとともに、これらの人々と知り合いになることも、将来当該国を背負って立つ逸材が多いことなどからも、重要なミッションだと考えている。

ワシントンD.C.に駐在する意義

グローバル金融ビジネスは、フィンテック、サイバーセキュリティーなどビジネスモデルの根幹にかかわる大いなる転換期に突入。様変わりするグローバル金融行政の首都として、当地では新たなチャンスと脅威に先んじて対応すべく、実に多くの官民対話が公式、非公式になされている。政策や規制は、行為が起こる前に立案され、政策や規制が導入された（緩和された）結果は、短期的には金融市場が評価し、中長期的には、各種経済指標に表れる。立法・行政・金融関係者も、よりよい経済効果を生み出す政策や規制に対する期待感は同じである。これらの事情を共有し、チャンスと脅威に対処するには、自らの五感で感じ取ることだと考えている。

米国金融政策も一部見直しがなされる可能性が現実味を帯びてきている。税制改革、NAFTAやTPP等の通商協定や特定国に対する経済制裁など、短期的にも中長期的にも経済の方向性を左右する大きな動きが議論されている。政権動向が、金融市場や経済指標の波乱要因となりえることは周知のとおりであり、話題に事欠かない。

ワシントンD.C.には、アメリカ合衆国三権機関（大統領官邸（「ホワイトハウス」）、連邦議会（議会議事堂）、連邦最高裁判所）を含む連邦機関が集まるほか、観光ならば、数日かけても見切れないほど多くの国の記念建造物や博物館（スミソニアン博物館など）も置かれ、中華街には立派な友情の門もある。春には、東京都が贈呈した桜がポトマック川を美しく彩る。その頃には、米国政治も新たなステージに突入しているだろう。私どもの新しいオフィスも、新たな脅威とチャンスに対応すべく多くの情報発信ができていればと願うばかりである。

Thinking beyond financial services

Our new global intelligence hub will analyze the international economic, financial and trade policies impacting us and our clients. Based in Washington, D.C., this office will provide important political context to more than 60,000 professionals in 40 countries and redefine how we help our clients perceive the financial services landscape.

MIZUHO

A new office opened in Washington, D.C.

We open doors to global business.

Mizuho Bank, Ltd. Washington, D.C. Representative Office was opened on October 10, 2017. We continue delivering the insights that bring your business to life.

mizuhoamericas.com

MIZUHO

日本の医療関連市場の現状とアジア市場における商機

みずほ銀行 産業調査部 公共・社会インフラ室　調査役 稲垣 良子

日本の医療関連市場の現状

日本では高齢化や医療の高度化の進展等により医療費の増加が続いており、医療関連産業は高齢化にともない需要が拡大する成長分野として注目される。しかし一方で財政の負担から医療費の増加抑制が政策課題となっており、需要の伸び程には医療費は増加せず、担い手の不足も指摘されるなか、病院の収益性は悪化傾向にある。そうしたなかで、医療の生産性向上は重要な課題であり、ICTやAI等を活用したイノベーションが期待されている。

日本では株式会社による病院経営が原則認められていない。そのため、企業は検体検査、給食、リネンサービスや物品管理、さらには、医療サービス以外の管理的業務を総合的に請け負う運営受託等、主に病院の周辺事業分野でサービスを提供している。しかし、近年病院数・病床数は減少しており（図表1）市場のパイは広がらず、また病院の収益環境が悪化しているなか、周辺事業の分野ではオーガニックな事業拡大や新規参入は難しい状況にある。

日本の事業者の動き

一方で、海外に目を転じると、中国の医療市場は年率21％（2005～2014年）、ASEANは年率13％（同）での拡大が続いており（図表2）、病院の量的整備も進められている点が注目される。これらの国では日本と異なり株式会社による病院経営が認められており、近年成長市場を取り込もうとする日本の商社等の異業種企業が、病院経営や病院の周辺事業への参入を図る動きが見られる。直近1年間だけでも、三菱商事がミャンマーでの総合病院の設立計画を公表、丸紅が中国で復星医薬との医薬品卸事業、フィリピンとインドネシアで現地民間病院グループと検体検査サービス事業の検討に合意、伊藤忠商事がインドネシア民間病院最大手LippoグループとのASEANにおける医療・健康関連事業の共同展開を公表するなど、日本の商社によるアジアの医療サービスへの参入を図る動きが活発化している（図表3）。以下では、中国とASEANの医療市場と注目すべき事業分野等について概観していきたい。

図表1. 日本の病院数・病床数の推移

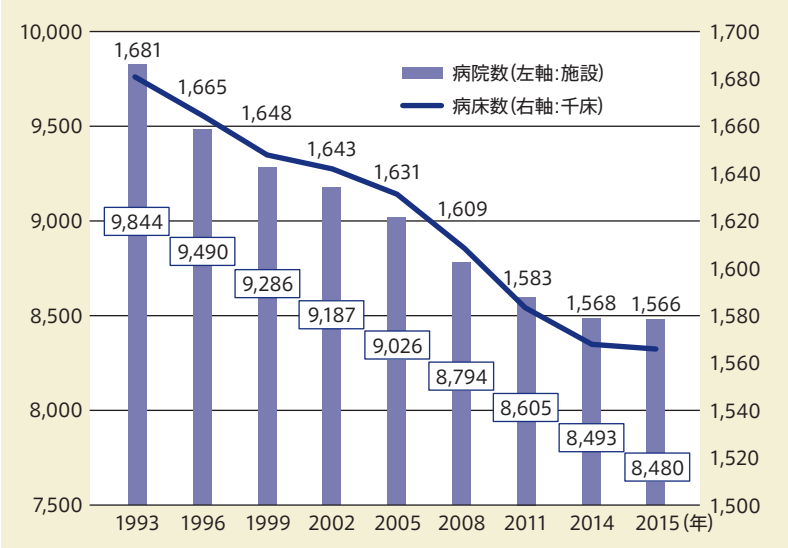

（出典）厚生労働省「医療施設調査」より みずほ銀行産業調査部作成

図表2. 日本・中国・ASEANの医療費推移

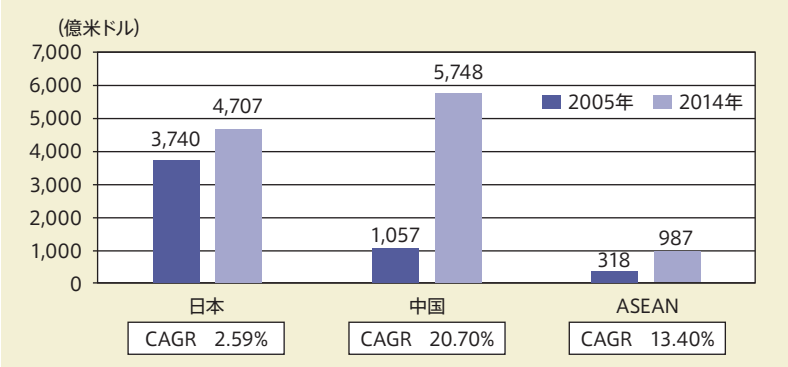

（注）CAGR（Compound Annual Growth Rate）：年平均成長率
（出典）厚生労働省「国民医療費」、WHO「Global Health Expenditure Database」より みずほ銀行産業調査部作成

図表3. 日本の商社による医療の国際展開にかかわる主な動向

企業名	展開地域	概要
三井物産	ASEAN	・2011年　アジア最大の民間病院グループIHHヘルスケアに資本参画 ・2015年　エスエムエスと共同で英国MIMSグループ*を買収 （＊ シンガポール等APAC12ヵ国で200万人以上の医療従事者の会員を抱える医療情報提供会社） ・2016年　ダビータケア社（米国最大手の透析事業会社ダビータ社のアジア統括会社）に資本参画 ・2016年　アジアを中心に約30病院を展開するコロンビアアジアに資本参画
三菱商事	中国	・2009年　メディパルHDと共同で中国最大の医薬品卸「国薬控股股份有限公司」（以下、国薬）と包括提携 ・2013年　国薬と合弁で上海に医療材料流通会社「国薬控股菱商医院管理服務（上海）有限公司」を設立
	ミャンマー	・2017年　現地ディベロッパー・病院との合弁による、総合病院の開設を公表
双日	ASEAN	・2014年　ASEANでの病院事業展開を展望し、医療コンサルのキャピタルメディカと資本業務提携 ・2016年　当社、キャピタルメディカ、KPJヘルスケア（マレーシア）がインドネシアにおけるがん治療センターPJでMOU締結
伊藤忠商事	中国	・2016年　CITIC Medicalと医療・健康関連ビジネスにおける合弁会社設立に向け意向書締結
	インドネシア	・2017年　Siloam病院の親会社LippoグループとASEANにおける医療・健康関連事業展開について意向書締結
丸紅	中国	・2017年　上海復星医薬と日中間における医薬品等卸販売事業の展開を共同で検討することに合意
	フィリピン	・2017年　民間病院最大手メトロパシフィックグループ、LSIメディエンスの3社で同国での集約的検体検査サービス事業の展開の検討に合意
	インドネシア	・2017年　Siloam病院の親会社Lippoグループと同国での集約的検体検査サービス事業の展開の共同検討に合意
豊田通商	インド	・2014年　バンガロールにて、セコム医療システム等との合弁により、294床の総合病院を開設

（出典）各社プレスリリース等より みずほ銀行産業調査部作成

中国の医療関連市場の現状と商機

2014年の中国の総医療費は5,748億米ドル（約64兆円）（図表2）と、米国（同29,857億米ドル）に次ぐ世界第2位の市場であり、今後も急速な高齢化や疾病構造の変化、経済成長と医療アクセスの向上等によりさらなる市場拡大が見込まれる。中国の医療関連市場においては、ビジネスチャンスとして次の4点が考えられる。

1点目は、病院経営の分野である。中国では近年の医療改革により皆保険をほぼ達成しているが、今後は公的保険のカバー範囲の拡充や、地方部・農村部の公的医療インフラを充実させ、都市と地方の格差を縮小していくことが課題である。質の面では、医療水準の高度化に加え、高齢化や疾病構造の変化にともない生活習慣病やリハビリ等の新たなニーズが高まっており、民間資本や外資への市場開放を進めることで整備を図る方向性にある。こうしたなか、異業種の企業集団が公立病院等を買収する動きが増加しているが、医療サービスや病院運営の高度化に向け、外資を含む医療専門プレーヤーとの連携ニーズが想定される。

2点目は、周辺事業の分野である。中国政府は、2015年頃より高騰する医療費を抑制する観点から、公立病院における医薬品流通改革を進めている。従来公立病院では、収入の約半分を薬代が占めていたが、医薬品流通改革により薬価差益が激減するなかで経営効率化を迫られており、高度な臨床検査等の院内業務のアウトソースや、ICT活用等のニーズが高まると想定される。

3点目は、予防・健康増進分野である。中国政府が2016年10月に公表した「健康中国2030計画綱要」では、足元の課題である医療水準の高度化とともに、長期的には早期診断（含む検査）や予防、健康増進に対する対策を重視する方針が示された点が注目される。社会の成熟とともに健康医療に関するニーズが多様化・高度化していることがうかがわれる。

4点目は、介護サービス分野である。中国の2016年の高齢者数は1.4億人に上り、一人っ子政策の影響もあり今後急速に少子高齢化が進むなか、介護サービスへのニーズが高まっている。公的介護保険制度のない中国では、ここ数年富裕層向けの大規模な住宅プロジェクトを中心に、民間介護ビジネスが立ち上がりつつある。加えて公的介護保険制度の創設に向け、2016年より中国政府は青島、上海等15都市を試行モデル地域に指定し制度設計を進めているが、日本に比べ限定的な内容となる見込みである。日本企業にとっては、保険内外ともに日本とは事業環境が異なるなかでビジネスモデルの構築が必要であるが、注目される市場である。

ASEANの医療関連市場の現状と商機

一方、ASEANについては、最大市場であるインドネシアの総医療費は2014年に253億米ドル（約3兆円）、10ヵ国合計でも987億米ドル（約11兆円）と足元の市場規模は必ずしも大きくはないが、成長率は高く、人口の増加、国内の医療制度・インフラの整備によるアクセスの向上、経済成長にともなう中間層の増加等により、今後も市場拡大が見込まれる。また、高齢者の増加に加え、生活水準の向上等により糖尿病や肥満の増加等、医療ニーズは多様化している。ただし、国や地域により医療インフラの発展状況や高齢化の進展、所得水準等に相違があり、国・地域・所得階層ごとに市場の様相が異なる点

に留意が必要である。そのためASEANの医療市場を一体として捉えることはできない一方で、個々で見るには市場規模が小さい点が課題となる。そうしたなかで、ASEANの医療関連市場におけるビジネスチャンスとして、次の2点が考えられる。

1点目は、病院経営の分野である。ASEAN諸国では、ASEAN経済共同体（AEC）の導入に平仄を合わせ、病院経営に対する外資規制等の緩和が進んでいる。マレーシアでは2012年に外資独資での民間病院や個人診療所の開設が認められ、インドネシアでは2016年に従来は外資参入が認められなかった総合病院への出資が可能となった。また外国人医師等の就業についても、マレーシアでは2012年から外国人専門医の民間病院での就業が可能となり、フィリピンでは2015年から外国人医師・看護師の就業が可能となるなど、病院経営への外資参入の環境が整ってきた点が注目される（図表4）。

図表4. アジア主要国における病院経営への外資出資上限

シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム	（参考）中国
100%	100%	49%	67% （ASEAN企業：70%）	100% （ただし最低資本金20万USD以上）	100% （ただし最低資本金2,000万USD以上）	70% （ただし投資総額2,000万人民元超）

（出典）公表資料等より みずほ銀行産業調査部作成

2点目は、周辺事業の分野である。検体検査や給食、リネンサービス等の周辺事業については、民間病院市場が成熟しているシンガポールやマレーシア、タイ等では、有力病院グループの関連会社を中心に現地企業が存在している。一方、病院の量的拡大が優先されるインドネシア、フィリピン等ではアウトソースは進んでおらず、現地で有力な病院グループが成長しつつあるなか、中期的に自院の経営効率化を進めるなかで市場が創出されていくと見込まれる。国ごと、地域ごとに分断されたASEAN市場のなかで個々の周辺事業の市場規模は必ずしも大きくはないが、現地の医療事情を把握し参入リスクを下げる観点からは、周辺事業からASEANの病院市場に事業参入し、次のステップとして病院運営を検討するという考え方もあり得よう。

その際、現地有力病院との協業は1つの選択肢となろう。シンガポールやマレーシア、タイ等では富裕層や外国人を対象に高度な医療サービスを提供する有力病院が、買収や病院新設により、国内にとどまらず近隣国へも事業を拡大している。また2020年頃に向け皆保険制度の導入が進むインドネシア、フィリピン、ベトナムでは、公的医療ではカバーしきれない国内の中間層以上の医療需要の増加に対応し、民間病院グループが積極的な事業拡大を行っている。こうした有力事業者と協業し、その病院ネットワークをプラットフォームとして、専門的な医療技術・機器の導入や病院経営の効率化等のソリューションを提供することで、市場参入を図ることが検討できよう。あるいは、すでに現地有力事業者との協業を進めている日本の商社と協業し、ASEANでの事業展開を図ることも考えられよう。

最後に

日本では目前に迫る超高齢社会に向けた医療改革が進められており、国内の医療事業者はその対応で余力がないのが現状であるが、すでに人口減少局面にある日本から、長期的な視野で成長するアジアの医療市場に参入を検討する意義はあると考えられる。アジア諸国の成長スピードは速く、有力な事業者も限られることから、早期に参入し将来に向けた布石を打つことは、今から検討すべき重要な戦略といえよう。産業界と医療界が連携し、日本の医療の持続的成長に資するような取り組みが数多く生まれることを期待したい。

【参考文献】
・「Ⅱ-21. 医療・介護 ―中国政府の施策を踏まえた日本企業の戦略方向性―」『みずほ産業調査Vol.55中国経済・産業の構造変化がもたらす「脅威」と「機会」―日本産業・企業はどう向き合うべきか―』（2016年9月29日）みずほ銀行
・「Ⅳ-3. 拡大する医療需要と進む規制緩和 ―成長する民間病院市場への参入戦略―」『MIZUHO Research & Analysis no.12 成長市場ASEANをいかに攻略するか ―多様性と変化がもたらす事業機会を探る―』（2017年7月25日）みずほフィナンシャルグループ

人材不足からみた介護分野における技能実習制度の課題と展望

みずほ銀行 産業調査部 公共・社会インフラ室　高杉 周子

はじめに

介護業界では人材不足が長らく課題となっている。厚生労働省は2017年の人材不足を12万人と推計しているが、今後も労働力人口の減少と高齢者数の増加にともない人材不足は拡大し、2025年には38万人規模に達する見込みである。政府は人材確保に向けて、介護職員の賃金の引き上げ、出産期等の就業継続支援、離職者の再就職支援等さまざまな施策を講じているが、いずれも十分な成果をあげていない。本稿では、こうしたなかで注目されている外国人人材の活用、特に2017年11月に解禁された「外国人技能実習制度」（以下、「技能実習制度」）について「経済連携協定（EPA,Economic Partnership Agreement）による介護福祉士候補生の受入れ制度」（以下、「EPA制度」）との比較を通じて、その課題と展望について考察したい。

EPA制度の概要

介護分野における外国人人材の活用は2008年の「EPA制度」によって解禁された（図表1）。国際貢献を目的にインドネシア、フィリピン、ベトナムの3ヵ国から現地の看護師や介護士を「介護福祉士候補生」（以下、「候補生」）として日本の介護施設等で受け入れ、現場での就労経験を通じて日本の国家資格である介護福祉士の資格取得を支援する枠組みである。人材不足への対応を目的とした制度ではないが、一定期間の研修と就労等の要件を満たした候補生は、人員配置基準上の「職員」としてカウントされるため、多くの施設は人材確保の手段として活用している 。ただし、受け入れ施設は専ら社会福祉法人や医療法人等が運営する介護施設や障がい者施設等に限定され、受け入れ人数も1ヵ国あたり最大300人/年に制限されている。このため、2016年度までの受け入れは累計で3,000人弱にとどまっており、人材確保の効果は限定的である。

図表1. EPA制度と外国人技能実習制度の概要

	EPA制度	外国人技能実習制度
開始年	2008年度	1981年
相手国	インドネシア、フィリピン、ベトナムの3ヵ国	中国、インドネシア、フィリピン、ベトナム、タイ、ラオス、ミャンマー等15ヵ国
制度主旨	介護福祉士の資格取得に向けた支援	途上国の外国人に対する技能移転
対象となる施設　等	介護老人保健施設、老人福祉施設、障がい者支援施設等、主に社会福祉法人や医療法人、地公体が運営する施設 （2017年4月に株式会社も運営可能な特定施設入居生活介護、サテライト特養が追加）	左記に加え、通所介護、短期入所介護、グループホーム、小規模多機能型居宅介護、病院、診療所　等
施設の人材配置要件	常勤職員の4割以上が介護福祉士 5年以上の経験がある介護福祉士を研修責任者として配置　等	5年以上の経験がある介護福祉士を指導員として配置　等
外国人人材の資格　等	（資格）看護学校卒業者、介護士　等 （日本語能力）N5以上、ベトナムについてはN3以上	（資格）不問（注） （日本語能力）入国時N4以上、2年目にN3以上
国別の人数の上限	各国300人/年（累計3,000人弱） － 合計で2016年度/671人、2017年/700人以上（見込み）	規定なし
事業所の受け入れ人材の上限	原則1ヵ所あたり2～5名以下	事業所の常勤職員数に応じた規定あり （例）常勤職員が3～10人＝3名以下、11～20人＝6名以下、 21～30人＝9名以下　等
処遇	日本人と同等以上の報酬の処遇	
事業者の負担	渡航や帰国の費用、社会保険料、日本語研修の費用、住居等生活の支援	
	受け入れ機関・送り出し機関への支払い 介護福祉士への資格取得支援	監理団体への支払い　等 適切な技能実習計画の策定・認定

（出所）厚生労働省、公益社団法人国際研修協力機構等資料よりみずほ銀行産業調査部作成
（注）団体監理型（後述）においては、技能実習生に対し現地で高齢者や障がい者の日常生活の世話等に従事した経験を有するか、技術協力の必要性を認めた協定に基づく等の要件を満たす必要あり

技能実習制度の特徴

技能実習制度は1981年に創設され、介護分野での活用は2017年11月に解禁された（図表1）。国際貢献を目的とした制度であるものの、EPA制度と同様に、一定の要件を満たした技能実習生（以下、「実習生」）は職員としてカウントされる。

技能実習制度はEPAに比べ以下3点の特徴があるため、介護業界での活用が進み、人材確保に資する可能性がある。

1点目は、企業による取り組みが広く認められたことである。EPA制度は主に社会福祉法人や医療法人の施設を対象としている。これに対し、技能実習制度では企業が運営する介護付有料老人ホームや通所介護等、多様な事業所において実習生の受け入れが認められた（図表1）。

2点目は、事業者の取り組みやすさである。前ページでも少し触れたが、EPA制度では、候補生は事業者の支援と3年間の就労経験を通じて日本語能力と専門知識を修得し、来日4年目で介護福祉士の国家試験の合格が期待されている。しかし、教育のプロではない事業者が、就労中の外国人である候補生に対して、試験合格に向けた学習支援を行う負担は大きい。一方、技能実習制度では1～5年目まで実習生の滞在年数に応じて、達成すべき日本語能力と介護技能のレベルが示されている。事業者は実習生と当面の具体的な目標や達成度合い等を共有しながら実習を進められるため、取り組みやすい枠組みである。

3点目は、人材の受け入れに制限がなく、大量の人材獲得につながる可能性である。EPAは対象国が3ヵ国に限定され、国ごとの受け入れ人数も定められているのに対し、技能実習制度は中国、タイ等15ヵ国からの受け入れが可能であり、国別の受け入れ人数の上限規定もない[*1]。

すでに多くの企業が技能実習制度の活用を検討しており、業界大手の（株）ツクイや（株）学研ココファンはそれぞれ100人以上の実習生の受け入れを計画している。今後、企業による大規模な技能実習制度の活用が進む可能性が高い（図表2）。

図表2. 介護業界の有力企業による実習生の受け入れ計画

企業	受け入れ人数
（株）ツクイ	2017年末にベトナムから150人程度
（株）学研ココファン	2020年までにミャンマーや中国、フィリピンなどから120人程度
（株）ニチイ学館	2018年1月までに200名
メディカル・ケア・サービス（株）	2017年度に数十人
（株）ベネッセスタイルケア	2017年度に10人程度

（出所）各社公開資料、日本経済新聞（2017年1月11日朝刊、2017年6月13日朝刊）よりみずほ銀行産業調査部作成

技能実習制度の課題

しかし、技能実習制度には以下2点の課題がある。

1点目は、事業者のコスト負担である。事業者は、実習生に対し日本人と同等以上の報酬を支払い、住居等の生活関連費用を負担し、日本語研修等も行う必要があるため、日本人を採用した場合に比べて割高になる。なお、技能実習制度は、日本の監理団体[*2]と契約して実習生を受け入れる「団体監理型」と、企業等が自社の現地法人や合弁法人の職員を直接受け入れる「企業単独型」に大別される。介護事業者の大半は現地に拠点がないため前者を利用することになるが、この場合、監理団体には入会金や年会費（それぞれ10万円前後）、監理費（毎月3.5万～5万円）を、送り出し機関に対しては管理費（毎月1万円～）等をそれぞれ支払う必要がある。

2点目は、実習生の継続的な確保の難しさである。実習生は3～5年で帰国するが、実習生の主な送り出し国である中国やASEAN諸国は介護産業が未成熟であり、日本の介護の技能や知識を修得した実習生が力量を発揮する場が不足している。帰国後に活躍できる場が無ければ、意欲に富んだ実習生の継続的な確保は難しい。また、中長期的には中国やASEANは中間所得層の大幅な増加と低所得層の減少が見込まれており、所得格差を利用したいわゆる「出稼ぎ」としての実習生の確保は難しくなるであろう。

現地の介護産業の創出によって実習生が往来する枠組みの構築を

すでに一部の事業者は技能実習制度の活用と並行して、実習生の送り出し国に進出し、実習生の帰国後の就労先となる介護拠点の整備や介護産業の創出に取り組んでいる。実習生の確保に向けては、事業者自身が実習生の継続的な往来が可能になるような枠組みの構築に取り組むことも必要であろう。この場合、技能実習に係るコストは、現地事業にかかわる人材の研修・育成の費用として意義づけることもできる。

なお、アジア各国の高齢者数は2015～2035年にかけて年率4～5%で増加し（図表3）、経済成長にともなう都市化や核家族化の進展等から、中長期的に介護需要は拡大する見込みである。一方、日本の介護需要は人口構造からみて2030年以降に伸び悩むため、介護事業者は持続的な成長に向けて海外展開を迫られる可能性が高い。政府も2016年7月に「アジア健康構想」を取りまとめ、2035年をターゲットに日本の医療・介護業界における産官学の連携と海外展開に向けた政府の支援体制の整備を進めており、介護の海外輸出に向けた機運は高まりつつある。

ただし、アジア各国には、日本のように全国統一の基準で軽度な要介護者まで対象にするような公的介護保険制度はない。介護事業者がアジアでの展開を図る上では、現地の社会保障制度や生活習慣等の理解と、高齢者のニーズや所得水準等を踏まえた事業モデルを構築することが求められる。

日本の介護事業者が、現地の実情に詳しく、かつ日本の介護の理念や技術を修得した実習生とともに介護の海外展開に取り組むことによって、国内の人材不足の解消と制度本来の趣旨である国際貢献が実現されることを期待したい。

図表3. 中国、ASEANの高齢者数と高齢化率（2035年の高齢者数順）

		2015年	2035年	CAGR
中国	65歳以上人口（千人）	135,179	299,180	4.1%
	高齢化率（%）	9.7	20.9	―
インドネシア	65歳以上人口（千人）	13,154	29,643	4.1%
	高齢化率（%）	5.1	9.7	―
ベトナム	65歳以上人口（千人）	6,311	15,990	4.8%
	高齢化率（%）	6.7	14.7	―
タイ	65歳以上人口（千人）	7,253	15,790	4.0%
	高齢化率（%）	10.6	22.8	―
韓国	65歳以上人口（千人）	6,560	14,654	4.1%
	高齢化率（%）	13.0	27.8	―
フィリピン	65歳以上人口（千人）	4,650	10,031	3.9%
	高齢化率（%）	4.6	7.6	―
ミャンマー	65歳以上人口（千人）	2,787	5,899	3.8%
	高齢化率（%）	5.3	9.8	―
マレーシア	65歳以上人口（千人）	1,801	4,214	4.3%
	高齢化率（%）	5.9	11.0	―
香港	65歳以上人口（千人）	1,103	2,315	3.8%
	高齢化率（%）	15.2	28.5	―
シンガポール	65歳以上人口（千人）	647	1,722	5.0%
	高齢化率（%）	11.7	26.6	―
カンボジア	65歳以上人口（千人）	639	1,535	4.5%
	高齢化率（%）	4.1	7.8	―
日本	**65歳以上人口（千人）**	**33,293**	**37,642**	**0.6%**
	高齢化率（%）	26.0	31.8	―

超高齢社会	高齢化率　21%以上
高齢社会	14%以上
高齢化社会	7%以上

（注）一般に、高齢化率7%以上は高齢化社会、同14%以上は高齢社会、同21%以上は超高齢社会といわれる
（出所）UN, World Population Prospects 2017からみずほ銀行産業調査部作成

＊1 事業所ごとには現場の常勤職員の人数に応じた受け入れ人数の上限が定められている（（図表1）参照）
＊2 監理団体は、現地の実習生の応募・選考を行う送り出し国の関係機関と契約し、実習生の出入国手続きや実習生を受け入れる事業者への指導・支援等を実施する

対中投資が製造業主導で上向く
～2016年下期以降の日本の対アジア直接投資動向～

みずほ総合研究所 アジア調査部　上席主任研究員 酒向 浩二

2016年下期以降の日本企業の対アジア直接投資は、ASEAN5（タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム）向けが高水準を維持したものの、2017年上期に減少した。一方、中国向けは依然としてASEAN向けを下回る水準にとどまったものの、増加が続いた（図表1）。本稿では、2016年下期から2017年上期にかけての日本の対中国・ASEAN5直接投資の動向とその要因を整理した。

図表1. 日本の対アジア直接投資

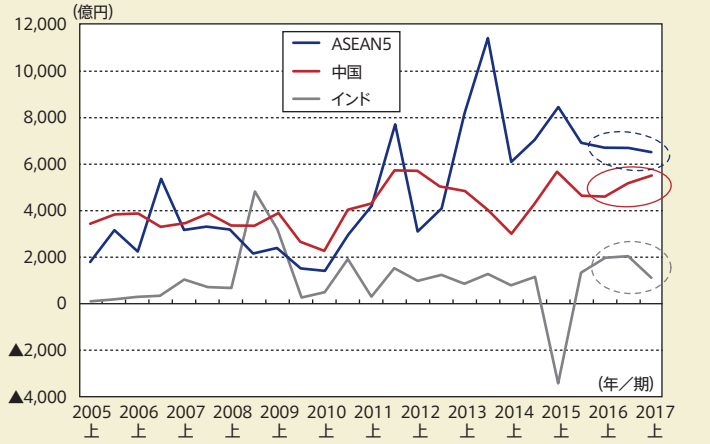

（注）アジアの中から、ASEAN5（タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム）・中国・インドを抽出した。データは、四半期統計の2期合算。
（資料）日本銀行「国際収支統計」より、みずほ総合研究所作成

対中投資は製造業がけん引

まず、日本の対中直接投資動向を半期ごとに製造業と非製造業に分けてみると、2016年下期以降、特に製造業の増加ぶりが際立っている（図表2）。

製造業では、2016年下期に「一般機械」、2017年上期に「電気機械」が増加した。中国政府は、第13次五カ年計画（2016～2020年）および次の五カ年計画である第14次五カ年計画（2021～2025年）を見据えて製造業のグレードアップを図る「中国製造2025」計画を進めており、生産工程のオートメーション化需要拡大を受けた工作機械や関連製品の生産、輸入代替を目指す半導体設備の設置が日系製造業の投資を底堅いものにしている。さらに「輸送機械」が堅調であった。底堅い自動車販売からエンジン・部品の増産投資も拡大していることを受けたものである。

図表2. 日本の対中直接投資（製造業・非製造業別）

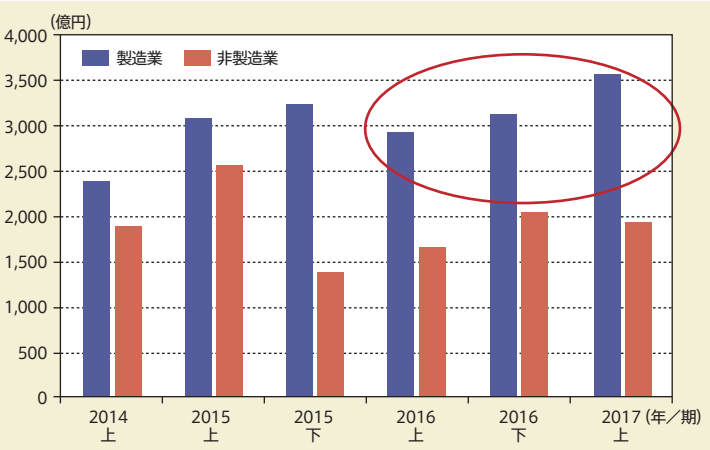

（資料）日本銀行「国際収支統計」より、みずほ総合研究所作成

非製造業の投資は、「卸売・小売業」が堅調さを維持しており、消費市場としての中国への期待が高い様子がうかがえる。一方で、「不動産業」においては低迷が続いている。中国政府は2016年9月末以降に不動産投機への規制を強めており、住宅価格の先行きを巡る不透明さが不動産業の投資伸び悩みの一因となっていると考えられる。

対ASEAN5投資はタイ・ベトナムとその他で明暗

次いで、日本の対ASEAN5直接投資を主要国別にみると、タイ向けの増加ぶりが際立っている（図表3）。日本企業が集積するタイにおいては、既進出メーカーによるエンジンやパワートレインの生産増強や、新たにSUBARUがマレーシア企業との合弁で進出し、ハイエンド車種を投入して2019年の工場稼働を目指している

ことなどが2017年上期の「輸送機械」の拡大に寄与した。

さらにベトナム向けも増勢を維持した。製造業では「電気機械」が堅調であった。小型モーターなどの電子部品増産に加えて半導体関連部材や内需用の配線設備などの新規投資が寄与した。

一方で、インドネシア向けは減少傾向が続いた。これまで投資をけん引してきた「輸送機械」が減少したことが一因である。インドネシアにおける自動車販売台数は、120万台前後(2013～2014年)から100万台前後(2015～2016年)への調整が続いていることが背景にある。それにともない裾野産業の投資も減少に転じている。一方、非製造業の投資は、「卸売・小売業」、「不動産業」などが堅調に推移している。名目GDP(約9,300億ドル)と人口(約2.6億人)でともにASEANの約4割を占める地域大国の内需を狙う投資が続いていることによる。

図表3. 日本の対ASEAN5直接投資

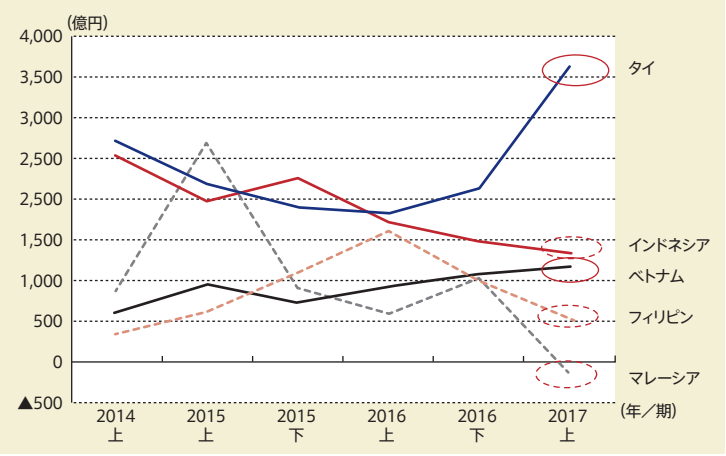

(資料)日本銀行「国際収支統計」より、みずほ総合研究所作成

フィリピン向けもまた減少傾向が続いた。これまで投資をけん引してきた「電気機械」が減少となったことが一因である。一方で製造業では2016年下期に「食料品」と「輸送機械」が増加している。非製造業では「サービス業」が増加しており、ASEANでインドネシアに次ぐ約1億人の人口を擁するフィリピンは、インドネシアなどに次ぐ消費市場としても注目されており、内需拡大に期待する投資が増加している様子が見て取れる。

マレーシア向けの直接投資は、2017年上期に「化学・医療」の投資がマイナスに転じた。多結晶シリコンメーカーが市況悪化で撤退したことによるものである。一方で、「電気機械」は堅調に推移した。

これらの結果、タイ・ベトナムとインドネシア・フィリピン・マレーシアで明暗が分かれる結果となり、対ASEAN5直接投資は全体としては伸び悩むこととなった。

本格始動する「中国製造2025」がもたらす商機と課題

今回、最も注目されるのは、製造業主導で対中直接投資が回復したことであろう。中国政府は、製造業における重厚長大偏重を是正し、ハイテク・次世代産業の育成を前述した「中国製造2025」政策として進めており、その際、重視する10大産業を特定している(図表4)。当面は当該分野で技術パートナーとして日本への期待が高まっているとみられ、2016年下期以降の日本の対中製造業投資の増加ぶりは、中国政府の産業高度化政策に呼応して日系製造業の投資が拡大したことを裏づけるものである。

一方で、「中国製造2025」政策の下で既存産業の製品から次世代産業・製品への転換を迫られかねない点には留意が必要だ。たとえば、中国政府は、10大産業の1つに据える「省エネルギー・新エネルギー自動車」に関し2019年に自動車メーカーに10%の新エネルギー車(NEV:電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHV)が対象)の製造・販売を義務づけるNEV規則の導入を2017年9月に発表しており、このことが日系自動車産業の直接投資に影響を与えることになりそうだ。NEV比率は当初10%からスタートするが、その後、比率は引き上げられて厳格化される可能性がある。今後日系メーカーはEV、PHVの増産に踏み切ると見込まれるが、既存の大宗を占めるガソリンエンジン車との住み分け、それに係るサプライヤーの対応など、課題山積のなかで、日系自動車産業は難しい対応を迫られることが想定される。

今後「中国製造2025」政策が日本の対中直接投資に及ぼす商機と課題を注視しておく必要がありそうだ。

図表4. 中国製造2025における10大産業

中国製造2025　10大産業
1. 次世代情報技術産業
2. 高性能NC制御工作機械・ロボット
3. 航空・宇宙用設備
4. 海洋工程設備およびハイテク船舶
5. 先進的軌道交通設備
6. 省エネルギー・新エネルギー自動車
7. 電力設備
8. 農業設備
9. 新素材
10. バイオ医療

(資料)中国商務部国際貿易経済合作研究院より、みずほ総合研究所作成

「タイ人従業員の退職リスク」への処方箋

KPMGコンサルティング株式会社
マネジャー 吉田 崇氏
コンサルタント イングカナンタヴァーリー ラタナチョート氏

吉田氏

ラタナチョート氏

はじめに

多くの在タイ日系企業を悩ませる経営上のリスクが、「タイ人従業員の退職リスク」である。採用してもすぐに辞めてしまう、前触れなく突然辞めてしまう、退職理由がはっきりしない、辞める際に引き継ぎができない、休暇取得中のはずがすでに他社で勤務していた…など、日本人の感覚とは相容れない事象が、タイでは日常的に発生する。

タイ人従業員が退職しないよう「日本人駐在員が、タイ人従業員と積極的にコミュニケーションを取るべき」ともよくいわれるが、現場の日本人にとっては「そんなことはいわれなくてもわかっている」、「これ以上どうしろというのだ」というのが本音かもしれない。コミュニケーションが重要であることは真実だが、どれだけ円滑なコミュニケーションが図られていても、退職するタイ人従業員は、いずれ退職する。本稿では、その現実を受け入れたうえで、退職リスクを低減するためのより実効的な処方箋を提示していく。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

タイ人従業員の退職は止められない

(1)タイ人従業員にとって「退職は怖くない」

「タイ人従業員の退職リスク」を考えるうえで、まず認識しておかなければいけないのは、恒常的なタイの失業率の低さである。日系企業の進出先として、よく比較されるベトナムやインドネシア、あるいは中国や日本と比べても、タイの失業率の低さは際立っている(図表1参照)。

タイの失業率は、単に極めて低い水準にあるということだけでなく、より重要な点は、失業率が2%を下回る状況が現在まで15年近くも継続していることだ。つまり、30代後半までの若手タイ人従業員にとっては、社会人として物心ついたときから雇用情勢はずっと売り手市場であって、それが当たり前のものとして今後も続くはず、との認識を持っている。

日本人の多くは、今の仕事を辞めてしまえば次は見つからないかもしれない、あるいは条件が悪くなるかもしれない、と考えるであろう。対してタイ人の多くは、売り手市場で育った経験から、今の仕事を辞めても次はすぐに見つかる、転職先が見つからない心配はない、給料だって上がるはず、だから退職は怖くない、という意識につながっている。今の会社ではキャリアアップが望めない、キャリアパスが見えない、そう感じたタイ人従業員は、日本人が考えるよりもずっと気軽に、転職を決意する傾向にある。

図表1. 失業率の推移

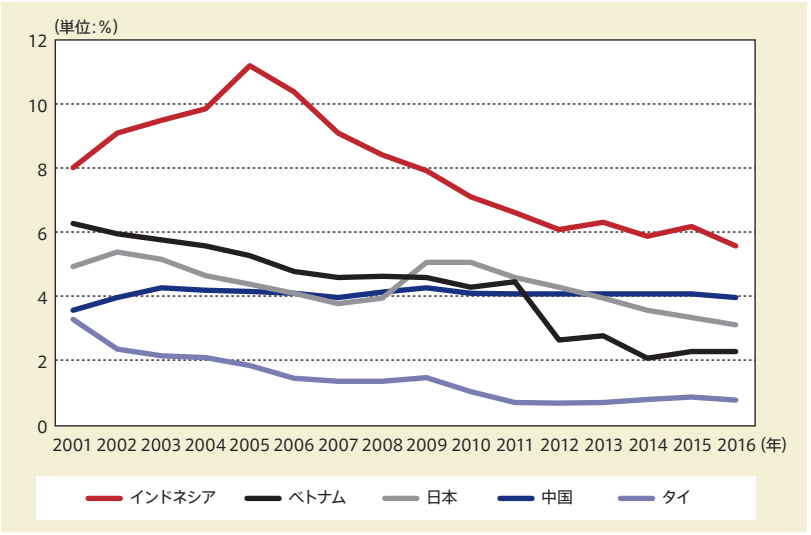

(出所)IMF資料よりKPMGコンサルティング作成

(2)タイ人従業員は「転職しないと損をする」と考える

タイにおける大卒初任給は、現在でもおおむね15,000バーツから20,000バーツが平均的といわれている。10年前と比べると、何割かは上がったイメージがあるものの、もともとの金額が大きなものではないため、それほどインパクトはない。ところが、中堅ビジネスパーソンでは、マネージャークラスで月収10万バーツを超えるケースが決して珍しくはなくなってきた。

自分の給料を教え合うというのはタイ人の特徴の1つだが、友人と比べて自分の給料が少ないと感じたタイ人従業員は、「転職しなければ、ポジションも給料も上がらない」と考える。タイでは、比較的ジョブ・ディスクリプションがはっきりしていることが多く、そのことが転じて、同じ仕事を続けていてもポジションも給料も上がりにくいと考えられており、転職は手っ取り早くポジションと給料を上げるための有効な選択肢と認識されている。前述のように、売り手市場のタイでは、経験者が次の就職先を探すことは難しくないため、ポジションと給料が上がる転職に成功するタイ人も多くいる。そうした状況を知るタイ人従業員は、このまま同じ会社にいても早い出世はできない、友人は転職してキャリアアップした、自分も転職しないと損をする、と考える傾向にある。転職が当たり前となっているタイ社会では、短期間での退職にそれほどネガティブなイメージも持たれない。

反対に、転職することによって退職金の算定で損をすると考えることは、日本人にはあり得る話だが、タイ人にとってはあまり意識されない。日本企業の場合、勤続年数が一定以上を超えないと退職金の算定率が低く抑えられることが一般的で、算定率が高まる長期勤続のモチベーションともなっている。しかし、タイで退職金に相当するもののうち、法定の解雇補償金については、勤続10年までは勤続期間と解雇補償金の率がほぼ比例しているが、10年を超えると、長期勤続がむしろ損と感じさせる計算式となっている。また、法定ではない任意の退職金や、プロビデント・ファンド(退職積立基金)を導入する企業も増えているものの、それに期待するよりは、算定の基礎となる給料を早くアップさせたい、というのが若手タイ人従業員の率直な希望といえるだろう。

(3)タイ人従業員は組織への帰属意識が薄い

タイ人にとっても、組織への帰属意識が非常にクローズアップされる場面がある。たとえば、大学としてタイで最も権威のあるチュラロンコン大学と、その双璧をなすタマサート大学の間で毎年行われる伝統のサッカー対抗戦は、両校の関係者にとって非常に盛り上がる定例イベントである。高校でも、トリアムウドムスクサー高校をはじめとする名門校では、卒業生も強い誇りと結び付きを持っている。ここでポイントとなるのは、現在もある意味での「階層社会」で暮らすタイ人にとって、組織への帰属意識とは、少なからずエリート意識と直結しているということである。もちろん名門と呼ばれる大学や高校でなくとも、愛校心を持っているタイ人は多くいるが、その比率や熱意は名門校には及ばない。

会社についても同様で、エリート意識を感じるような、タイ人の誰もが知る政府系企業や財閥系企業を除けば、外資系または日系企業として、タイ人にとって愛社精神が自ずから芽生えるような企業は、それほど多くはない。そもそも終身雇用を前提としない雇用環境において、極論すれば「偶然」「軽い気持ちで」選んだに過ぎない現在の勤務先に対して、愛社精神を持たせることは容易ではない。多くの日本人が就職活動で行ったような、志望動機や会社の魅力、同業他社との違いを真剣に考える、ということをタイ人従業員は経験しておらず、会社の側も、売り手市場のタイの採用選考でそこまで深く追求しない。日系企業に勤務するタイ人従業員のほとんどは、所属する会社への帰属意識や愛社精神を、日本人から見れば驚くほど持っていない、だからこそ転職にも躊躇がないという事実は、タイ駐在経験を持つ日本人は常に感じていることだろう。多くのタイ人従業員にとって、現在の勤務先は、より条件の良い勤務先を探す過程の1ステップに過ぎない。

もちろん、このことはグループとしての企業理念や行動基準、コンプライアンスポリシーの浸透が無意味だと示しているわけでは決してない。むしろ、タイ人従業員に帰属意識と愛社精神を持ってもらうためには、会社としての取り組みが中途半端なものでは意味がなく、本腰を入れて取り組まなければ結実しない重要なミッションであることを示している。現地の日本人駐在員に対して「タイ子会社にもグループのポリシーを

徹底するように」あるいは「タイ人従業員と積極的にコミュニケーションを取るべき」と指示するのは簡単だが、本来は、駐在員に任せきりにしてよい単なるオペレーション上の問題ではなく、シナジーの最大限の発揮のためにグループとしてどのような取り組みを進めるべきかという戦略上の課題であるはずだ。

退職リスクへの処方箋

「タイ人従業員の退職リスク」を、リスク対応として一般に分類される4類型（リスクの保有、回避、移転、低減）に照らし合わせると、リスクを受容して特に対策を取らない①「リスクの保有」は、退職リスクの影響が大きいと捉える会社には受け入れられない。②「リスクの回避」も、タイ人を雇用せず、日本人などに置き換えることが許されるのであれば選択肢となるが、現実には実務上も法制度上も、タイ人従業員なしにタイで事業を行うことはできない。③「リスクの移転」は、業務のアウトソーシングあるいはグループ内でのシェアードサービス化によって、ある程度の効果を発揮することが期待できるが、相応のコストや機能設計が必要となるため、常に取り得る選択肢とはならない。自社にタイ人従業員を雇用する以上は、残る④「リスクの低減」を検討することになる。

(1)「原因療法」には限界も

「タイ人従業員の退職リスク」の低減という観点から見たときに、「退職は怖くない」、「転職しないと損をする」、「組織への帰属意識が薄い」といった退職の「原因」に対して、どのような処方箋が考えられるだろうか。

タイの失業率が今後、急激に上昇することはあまり考えられないので、タイ人従業員が退職を恐れない風潮は、当面は変わらないだろう。「退職する必要はない」とタイ人従業員に感じさせるために、キャリアパスを明示すべき、というのもよくいわれる対応策で、将来の幹部候補を育成するという観点からは非常に重要だが、多くの在タイ日系企業にとっては、そもそも日本の本社が日本人に対してもキャリアパスを示していない状況で、タイ人従業員に対しては日本人駐在員からキャリアパスを示せ、というのも無理がある。また、すでにタイに確固たる基盤を築いた一部の日系企業を除けば、本社の方針次第でタイ拠点が縮小または撤退する可能性は常にあり、それらしいキャリアパスを示したとしても、その実現可能性がいかほどのものかはタイ人従業員にも伝わる。

「転職しないと損をする」という考え方に対しては、自社に勤続したままであっても、転職に引けを取らない昇給と昇格のチャンスを与えるという方策もあるが、従業員の全てに同じような好待遇を与えるわけにはいかず、一部の優秀な従業員に対してだけ適用すれば、社内で不満が溜まることは目に見えている。また、評価などの人事制度を整備し、福利厚生を充実させることも重要だが、公正で適正な人事制度が備わったとしても、現状に大きな不満があることが退職理由ではないことも多いため、退職リスクの低減には直結しない。

「組織への帰属意識が薄い」ことに対しても、「日本人駐在員と、タイ人従業員との間の積極的なコミュニケーション」が極めて重要であることは疑いないとしたうえで、しかし、それだけで退職リスクが低減できるわけでもない。タイ人は、職場などのコミュニティにおいて、お互いに「ピー（お兄さん・お姉さん）」、「ノーン（弟・妹）」と呼び合い、仕事上の関係を超えた、非常に家族的（ピーノーンカン＝兄弟姉妹間）な付き合いを好むことが一般的である。たとえ日本人駐在員が、タイ人従業員とのコミュニケーションを積極的に取れていなかったとしても、タイ人従業員の間では、それなりに親密なコミュニケーションが構築されているケースが多々ある。しかし、それでも退職するタイ人は、いずれ退職する。職場のコミュニケーションが良好であることと、退職することは、日本人が考えている以上に、タイ人にとっては別次元の話である。人間関係が悪ければタイ人従業員は退職するが、人間関係が良かったとしても、タイ人従業員が退職しない決定的な理由にはならない。

何より、こうした人事制度やコミュニケーションの改善といった「原因療法」は、いざタイ人従業員が退職したときの解決策にはならない。あくまで中長期的な取り組みとして捉え、これとは別に、目の前の問題を解決するための短期的な取り組みが必要だ。

(2)「対症療法」としての業務の「見える化」と「標準化」

タイ人従業員が退職することで、目の前の問題となるのが、業務の引き継ぎである。タイ人従業員の退職がリスクとみなされるのは、突き詰めれば、引き継ぎが十分になされず、退職が業務の停滞に直結するからに他ならない。仮に従業員が退職したとしても、円滑に引き継ぎができる体制さえ整っていれば、退職リスクは大幅に低減できることになる。

ところが現実には、タイ人従業員の退職が突然発生することも多く、十分な引き継ぎ期間が取れなかったり、後任の補充までに期間が空いてしまい引き継ぎが全くできない、という事態もよく発生する。また、日本人に比べると、タイ人は他人に仕事を教えようという意識は薄く、引き継ぎの重要性を感じていないことが多いため、たとえ十分な引き継ぎ期間があったとしても、きちんと引き継ぎが行われるとは限らない。

そこで、円滑な引き継ぎを行うための体制として、重要なポイントが「引き継ぎ書」の存在だ。「引き継ぎ書」という名称でなくとも、明文化された社内規程や業務マニュアル、作業手順書といったルールが十分に整備されていれば、仮にタイ人従業員が退職し、引き継ぎが満足に行われないとしても、作業内容が文書で客観的に明示されており、後任者が戸惑うことは最小限に抑えられる。ところが、タイでは今なお大手や上場企業を含めて、文書化されたルールの整備が進んでいないことが多く、口頭での指示や属人的な判断に依存しているため、日系企業においても業務がブラックボックス化していることが、引き継ぎを非常に困難なものとしている。それでも製造部門であれば、ISOに基づいて作業指示書が整備されていることが一般的だが、たとえば経理など管理部門では、「経理規程」のレベルですら、実は整備されていないということも少なくない。日本人は、「タイ語なので自分は詳しく知らないが、タイ人従業員がルールを文書化して運用しているはず」と考えているかもしれないが、実際には、文書化されたルールがないまま、タイ人従業員も手探りで業務を行っている、という事例は多く見られる。

業務を「見える化」するためには、タイ人従業員による既存の業務内容と、明文・非明文のルールを洗い出して実態を把握し、そのなかで適切なものは採用し、不適切なものは排除して、さらにグループとしての基本方針を織り込んだうえで、タイ人従業員の理解に配慮した形式で作成し、教育や研修を施して、適切に運用されていることをモニタリングすることが重要だ。

図表2.「タイ人従業員の退職リスク」への対応

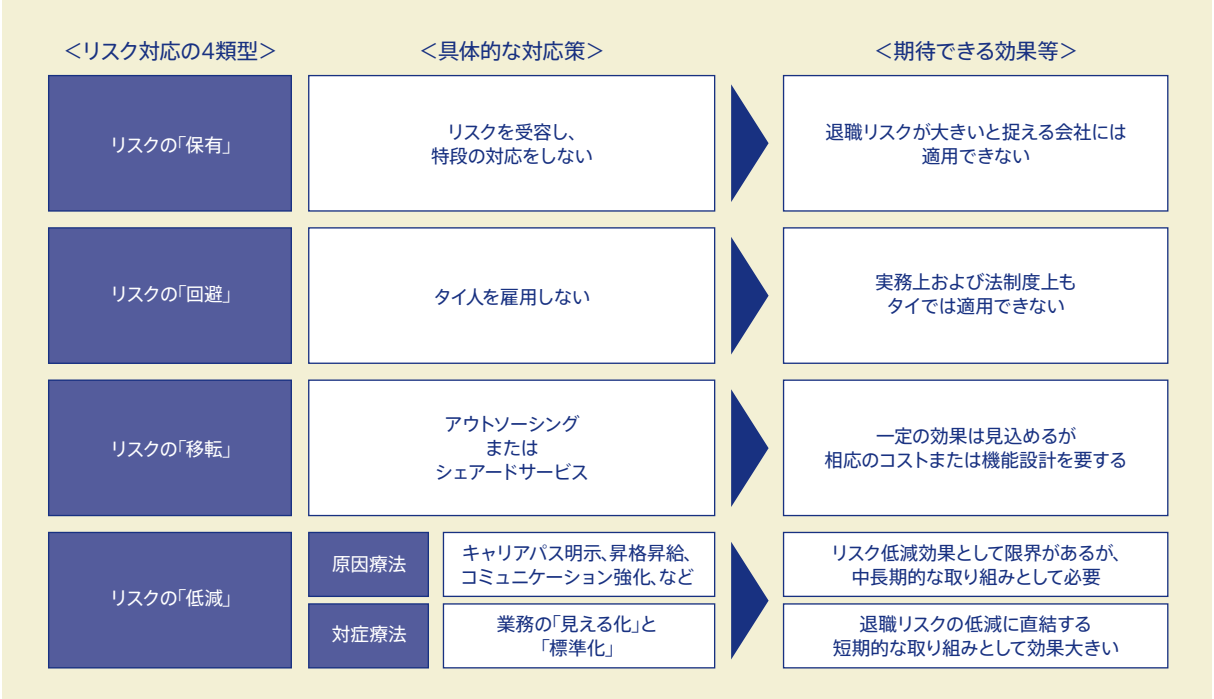

(出所)KPMGコンサルティング作成

「見える化」を進める取り組みは、タイ子会社の内部統制として重要なだけではなく、「タイ人従業員の退職リスク」の低減という、より差し迫ったリスクに対しても大きな効果を持つ。また、「見える化」したルールを「標準化」につなげ、タイ国内外の複数の海外子会社で共通に適用できれば、グループ内における将来のシェアードサービス化や、地域統括拠点設置に向けた基盤ともなる。

「見える化」の取り組みは、タイ子会社にだけ任せていてもなかなか進まない。現地担当者は日常業務に追われており、かつルールとして明示すべき業務が何か、グループの標準として適用すべきルールは何か、といった判断も現場では難しいためだ。その後の横展開も見据えたグループとしての業務標準化を念頭に置くのであればなおさら、本社主導で取り組むべき課題となるだろう。

(お問い合わせ先) kc@jp.kpmg.com

吉田 崇氏 プロフィール

大学院在学時にタマサート大学(タイ)に交換留学してタイ法の基礎とともにタイ語を習得(読み書き可)、ジェトロ海外調査部タイ担当としてビジネス法や貿易投資に関するリサーチ、チュラロンコン大学(タイ)客員研究員としてタイのビジネス法に関する研究と執筆、メガバンクにてクライアントのタイ事業アドバイザリー、自動車部品メーカーでの経営企画業務を経て現職。KPMGでは、主にタイ子会社管理の高度化に向けたガバナンス確保・コンプライアンス徹底・リスクマネジメント、タイ企業買収におけるPMIや業務監査に関する支援等に従事。

イングカナンタヴァーリー ラタナチョート氏 プロフィール

バンコク出身、現地の高校を卒業後に来日し、東京大学卒、東京大学大学院修了(工学)。日本の大手エンジニアリング会社において、本社ではプロジェクトの計画立案、スケジュール管理、業務標準化といったマネジメント全般を担当、海外現地(主にタイ)では現地サブコンとの交渉・調整、現地従業員の指導・育成といったローカル企業や人材の管理を担当。KPMGでは、日本企業の本社ポリシーに基づく現地規程整備やタイ人従業員向け説明、運用のモニタリング等、日本本社とタイ子会社のギャップを埋め、タイ人従業員に理解・浸透させるための支援を担当。

中国「新常態」における対外開放政策 ～2017年の外資政策の動向と今後の展望～

みずほ銀行 中国営業推進部
調査役 王博（中国弁護士）
調査役 佐藤 直昭（現在、みずほ総合研究所 アジア調査部 中国室主任研究員）

王調査役

佐藤主任研究員

はじめに

2017年1月、中国・国務院は外資導入の促進を図ることを目的として、『対外開放を拡大し積極的に外資を利用することに関する若干の措置についての通達』（国発［2017］5号、以下、『5号通達』）を公布した。国務院が外資導入に関する指導意見を公布するのは2010年以来7年ぶり。2017年6月には外資の中国進出において重要な依拠となる『外商投資産業指導目録』を改正したほか、8月には国務院が『外資増加を促進することに関する若干の措置についての通達』（国発［2017］39号、以下、『39号通達』）を公布し、2017年において2度目となる外資導入促進に関する指導意見を発表した。さらに同年11月には米トランプ大統領と習近平総書記の首脳会談を受け、将来的に金融業などにおいて外資に対する規制を緩和する方針が示されるなど、2017年は外資導入促進に関する政策や政府高官による発言が相次いでいる（2017年における外資導入に関する政策動向については図表1参照）。

2017年10月、第19回中国共産党大会（以下、「十九大」）が開催され、その開幕式において習近平総書記より、中国の今後の発展性の方向が「強国」化であることが明示された。また現在、中国経済は「新常態」と呼ばれる成熟した経済への移行期に突入し、投資主導から消費主導への成長パターンの転換もある程度の進展を見せている。中国政府による外資政策に対する言及は、中国経済が新たな局面を迎えるなか、今後の発展の方向性を見据え、新時代にふさわしい対外開放政策を模索し、1978年から開始した「改革開放」路線40周年に向け

図表1. 2017年の外資導入に関する政策動向

2017年1月	国務院、『対外開放を拡大し積極的に外資を利用することに関する若干の措置についての通達』（国発［2017］5号）を公布
2017年2月	国家発展改革委員会・商務部、『中西部地区外商投資優勢産業指導目録（2017年改正）』を公布
2017年3月	人的資源社会保障部が2017年3月13日付で『外国人の中国における就業管理規定』を改正
2017年3月	国家外国専門家局・人的資源社会保障部・外交部・公安部が2017年3月28日付で『外国人の訪中就労許可制度の全面的実施に関する通達』（外専発［2017］40号）を公布。2017年4月1日より、中国全土で「外国人訪中就労許可証」の発行を実施すると規定
2017年6月	国家発展改革委員会・商務部、『外商投資産業指導目録（2017年改正）』を公布
2017年6月	国務院、『自由貿易試験区における外商投資参入特別管理措置（「ネガティブリスト」）（2017年版）』（国弁発［2017］51号）を公布
2017年7月	李克強首相、国務院常務会議でネガティブリスト管理の全国展開、一部の製造業・サービス業における外資出資比率制限の撤廃・緩和などに関する外資導入促進策について言及
2017年7月	商務部、『「外商投資企業の設立および変更届出管理暫定弁法」を改正することに関する決定』（商務部令2017年第2号）を公布
2017年8月	国務院、『外資増加を促進することに関する若干の措置についての通達』（国発［2017］39号）を公布
2017年10月	習近平総書記、第19回中国共産党大会（「十九大」）開幕式における報告において、今後の政策運営における対外開放政策の方針について「全面的な開放の新しい枠組みの形成を推進する」とコメント
2017年10月	商務部の定例記者会見において、十九大開幕式における習近平総書記のコメントにつき、「積極的に外資を利用し国外の先進技術・管理経験・経営理念を導入し、外資の利用の品質・レベルの向上を図るとともに、企業の安定した海外進出を促進する」など、今後の対外開放に係る方針について言及
2017年11月	米トランプ大統領と習近平総書記の首脳会談後、財政部・朱光耀副部長が記者会見において、一部の金融業、製造業において外資による出資比率制限の緩和措置を行うと発表
2017年11月	汪洋副首相、『人民日報』に「全面的な開放の新しい枠組みの形成を推進する」というタイトルで論文を寄稿。十九大以降の対外開放政策に係る政策方針について言及

（資料）関連規定に基づき、みずほ銀行中国営業推進部作成

着実に布石を打つ姿が読み取れるのではないかと考えられる。

そこで本稿では2017年に発表された外資政策について、そのポイントとなる政策について紹介し、今後の政策に関する展望について概観したい。

『5号通達』の公布と規制緩和措置

上述のように、国務院は2017年1月に外資導入促進に関する指導意見である『5号通達』を公布した。『5号通達』は「対外開放のさらなる拡大」、「公平な競争環境のさらなる整備」、「外資導入業務のさらなる強化」という3つの領域、合計20項目にわたる外資導入促進措置につき定めたものである（詳細は図表2参照）。『5号通達』で示された外資導入促進策については、2月に『中西部地区外商投資優勢産業指導目録』の改正、6月に『外商投資産業指導目録』の改正が実施されたほか、7月には『「外商投資企業の設立および変更届出管理暫定弁法」を改正することに関する決定』（商務部令2017年第2号、以下、『2号令』）が公布され、外商投資企業の設立・変更に関する手続きの簡素化措置の推進が行われるなど、『5号通達』の公布以降、外資導入に関する政策措置が矢継ぎ早に実施されたほか、地方政府も『5号通達』の実施にあわせ、独自の優遇政策を実施している事例も散見される[*1]。

『外商投資産業指導目録』の改正は1995年6月以降、7回目、2年ぶりの改正。国家発展改革委員会・商務部の説明によると、2017年版の『外商投資産業指導目録』は「奨励類」が328項目、2015年版に比べ、6項目の追加、7項目の削除、35項目の改正が行われた。「奨励類」の改正は主に、外資導入による産業高度化が期待でき、「中国製造2025」などの産業振興政策に合致するものなど、中国の実体経済の発展に寄与する業種が含まれるとしている。また、「制限類」、「禁止類」および「奨励類」のうち持分支配・高級管理職について制限のあるものを「外商投資参入ネガティブリスト」（以下、「ネガティブリスト」）に統合している。「ネガティブリスト」は合計63項目（「制限類」35項目、「禁止類」28項目）。2015年版において「ネガティブリスト」に該当する業種は、「奨励類」のうち持分支配・高級管理職について制限のあるものが19項目、「制限類」38項目、「禁止類」36項目の合計93

図表2.『5号通達』の概要

(1)対外開放のさらなる拡大	
①	高い水準での対外開放の推進。『外商投資産業指導目録』および関連する政策法規の改正、サービス業・製造業・採掘業等の領域における外資参入規制の緩和等
②	サービス業の外資参入規制の緩和。金融業、会計監査、建設設計等の業種における外資規制を緩和、電信、インターネット、文化・教育等の領域において段階的な開放を実施
③	製造業・採掘業等における外資参入規制の緩和。軌道交通設備、オートバイの製造、およびオイルシェール・オイルサンド・シェールガス等の鉱物資源に関係する領域における外資規制の緩和
④	外商投資企業は「中国製造2025」戦略に関係する政策措置を内資企業と同水準で享受可能
⑤	外資が法に基づきフランチャイズ形式によりインフラ建設に参与することを支援
⑥	内外資企業、R&Dセンターによる研究開発の協力を支援
⑦	海外高度人材による中国での起業支援
(2)公平な競争環境のさらなる整備	
⑧	公平な競争を確保する外資政策の策定・執行
⑨	政府各部門において内外資企業を統一基準で取り扱い、公平な競争を促進
⑩	内外資企業が公平に中国標準化業務に参与することを促進
⑪	政府調達の改革、制度の透明化の促進。外商投資企業が中国国内で生産した製品について平等に取り扱い、政府調達の競売等に内外資企業が公平に参加することを促進
⑫	外商投資企業の知的財産権の保護を厳格化
⑬	外商投資企業の資金調達方法の多様化を支援。外商投資企業によるメインボード、中小企業ボード、創業ボードでの上場、新三板での登録、社債の発行等を奨励
⑭	外商投資企業の登録資本制度改革の推進。内外資企業の統一した登録資本制度を着実に実行
(3)外資導入業務のさらなる強化	
⑮	地方政府による法的権限内における外資優遇政策の策定の奨励、外資権益保護の強化
⑯	中西部地域、東北地域における外資による産業移転の奨励。『中西部地区外商投資優勢産業指導目録』の改正、中西部地域・東北地域における外商投資産業の範囲拡大
⑰	外商投資プロジェクトにおける土地供給における支援
⑱	多国籍企業による外貨・人民元建て資金集中運営管理の推進。多国籍企業による地域本部等の設立を奨励
⑲	外商投資企業の外債管理を改善。内外資企業における統一した外債管理を実施し、外商投資企業の国外からの資金調達能力および利便化措置の向上
⑳	外商投資管理体制改革の推進。参入前内国民待遇にネガティブリストを加えた管理モデルを全面的に実施し、外商投資プロジェクト管理プロセスおよび外商投資企業の設立・変更管理プロセスを簡素化

（資料）関連規定に基づき、みずほ銀行中国営業推進部作成

項目であったことから、2017年版では「ネガティブリスト」は30項目減少し、会計監査・信用調査などのサービス業、新エネルギー自動車の充電式動力電池やオートバイなどの製造業、採鉱業において規制緩和が実施され、外資企業と内資企業とを同等に扱う「参入前内国民待遇」に関する措置が進展したことになる[*2]。

7月に公布・施行された『2号令』は、2016年10月より実施している『外商投資企業の設立および変更届出管理暫定弁法』（商務部令［2016］3号、以下、『3号令』）を改正したもの。『3号令』は外商投資企業の設立・変更手続につき、約30年にわたり実施されていた審査・批准管理の簡素化を図ったもので、「ネガティブリスト」に該当しない場合は、届出管理に移行し、大幅な規制緩和を実施した。『2号令』では、『3号令』において届出管理の対象外としていた「外国投資家による非外商投資企業の買収」および「外国投資家による上場会社に対する戦略投資」についても届出管理の対象とすると明記している。『2号令』の実施により、外商投資企業の設立・変更手続きにおける規制緩和がより一層進展したことになる。なお外商投資企業の設立については、2017年7月28日に開催された国務院常務会議において、李克強首相は「外資企業の商務届出と工商登記に対して"単一窓口、単一書式"による受理を推進する」とコメントした。現在、外商投資企業の設立・変更時には、商務主管部門および工商行政管理部門という2つの行政部門における届出および登記手続きが必要であるが、将来的にその手続きも一本化され、簡素化される可能性もある点には留意する必要があるであろう。

『39号通達』における外資導入促進策

『5号通達』の公布にともない、外資に関する各種規制緩和政策が実施された後、国務院は2017年8月に外資導入をさらに促進することを目的として『39号通達』を公布した。『39号通達』は「外資参入制限のさらなる削減」、「財政・税務支援政策の策定」、「国家級開発区の総合的投資環境の整備」、「人材出入国の利便化」、「ビジネス環境の最適化」という5領域、22項目における外資導入政策について定めたものである（詳細は図表3参照）。特筆すべきは、「外資参入制限のさらなる削減」の「② 市場参入の対外開放範囲の拡大」において、専用車・新エネルギー車などの製造業、インターネットサービス営業所・コールセンターなどの電信業、銀行・証券・保険などの金融業といった、これまで外資の参入につき制限を設けていた合計12業種に関して、「対外開放を推進し、対外開放のスケジュール、ロードマップを明確化する」と規定した点である。国務院レベルで外資に対する規制緩和に対してスケジュール・ロードマップを策定すると明示することは極めて異例。従来は外資参入が厳しく制限されていた業種においても、「参入前内国民待遇」に関する措置が進展することが期待される。また「財政・税務支援政策の策定」では外資に対する税務上の減免措置について言及し、「外国投資家が中国国内居住者企業から分配された利益を使用して奨励類投資プロジェクトに直接、投資する場合に所定の条件を満たすときは繰延納税政策を実行し、源泉所得税を暫時、徴収しない」と規定。外国投資家が中国子会社から受け取る配当金を利用して、中国国内で再投資を行う場合に、源泉所得税の繰延が可能となる方針を打ち出した。ただし源泉所得税の措置については具体的な措置が発表されていないことから、関係当局による今後の政策の具体化が待たれるところである。また条件を満たす技術先進型サービス企業に対して企業所得税を25％から15％に引き下げる優遇措

図表3.『39号通達』の主要項目

(1)外資参入制限のさらなる削減	
①	参入前内国民待遇にネガティブリストを加えた管理モデルの全面的実施
②	市場参入の対外開放範囲の拡大
(2)財政・税務支援政策の策定	
③	国外投資家による中国での投資拡大継続の奨励
④	サービス貿易構造の合理化に対する外資の積極的役割の促進
⑤	外資利用と対外投資の結合を促進
⑥	多国籍企業による中国での地域本部設立を奨励
⑦	外資の中西部地区および東北旧工業地区への移転を促進
⑧	重大資本導入プラットフォームによるインフラ・重大プロジェクトの建設を支援
(3)国家級開発区の総合的投資環境の整備	
⑨	国家級開発区に対して投資管理権限を十分に付与
⑩	国家級開発区におけるプロジェクトの実現を支援
⑪	国家級開発区の資本導入余地を拡大
⑫	国家級開発区の産業関連サービス能力の向上を支援
(4)人材出入国の利便化	
⑬	外国人材誘致制度の整備
⑭	国際ハイエンド人材の積極的誘致
(5)ビジネス環境の最適化	
⑮	外資法律体系の速やかな改善
⑯	外商投資サービス水準の向上
⑰	国外投資家利益の自由な対外送金の保障
⑱	外商投資企業に関する管理情報の共有および業務協同の推進
⑲	国内企業最適化の再編に対する外資参入の奨励
⑳	外商投資企業の知的財産権保護の改善
㉑	研究開発環境の国際競争力の向上
㉒	外資政策の安定性、一貫性の維持

（資料）関連規定に基づき、みずほ銀行中国営業推進部作成

置についても、31のモデル都市から全国に展開すると明確化[*3]。従来は製造業のハイテク企業のみに認められていた15％の企業所得税優遇策が、サービス業にも展開されたことは注目に値するであろう。

中国は従来、高い経済成長や低廉な製造コストなどを背景として、外資の導入を促進してきた。しかし近年、中国は高成長への回帰を目指すのではなく、経済の構造調整を進め、安定した経済成長維持を目指す「新常態」という成熟した経済に移行している。また中国政府は投資主導型からサービス業などを中心とする消費主導型の成長モデルへの構造転換を図るなか、外資導入においても、従来とは異なる措置の必要性に迫られたものと考えられる。そこで外資にとっても魅力のあるビジネス環境の整備を行ったうえ、将来的に中国での成長が期待される高付加価値の業種における外資の利用を促進し、「中国製造2025」などの産業政策に合致する業種において外資進出を奨励することにより、中国の産業構造のレベルアップを図り、技術・産業面でも「強国」化を実現しようとする姿勢が見て取れるのではないかと考えられる。

米中首脳会談における対外開放政策の方針

2017年11月に米トランプ大統領と習近平総書記の首脳会談が実施された際、中国の対外開放政策の一環として、一部の金融業、自動車産業において外資による出資比率制限の緩和措置を行うと発表された。『39号通達』において対外開放のスケジュール、ロードマップを示すといわれていた12業種のうち、専用車・新エネルギー車製造および銀行・証券・保険業については、その方針が明確化されたことになる。そこで本節では業種別の規制緩和措置と今後の政策展望について概観したい。

図表4. 従前の自動車製造業における主な外資参入規制

国家発展改革委員会 **『自動車産業発展政策』** **（国家発展改革委員会令第8号2004年5月公布、2009年9月改正）** 第48条　自動車完成車、専用車、農業用運送車およびオートバイの中外合弁生産企業の中国側持分は50％を下回ってはならない。株式が上場している自動車完成車、専用車、農業用運送車およびオートバイの株式会社が対外的に法人株式を売却する場合、中国側法人の1つは相対的に株式を支配し、かつ外資法人株の和を上回らなければならない。同一の外国投資家は国内に2社（2社を含む）以下の同類（乗用車類、商用車類、オートバイ類）の完成車製品を生産する合弁企業を設立することができ、中国側の合弁パートナーとともに国内のその他の自動車生産企業を合併する場合には2社という制限を受けないことができる。国外の法人格を有する企業が別の企業の株式を相対的に支配する場合、同一の外国投資家と見なす
国家発展改革委員会　商務部 **『外商投資産業指導目録』（2015年改正）** **【制限類】三.製造業　11.自動車、専用車、オートバイ製造** 中国側出資比率は50％を下回らず、同一の外資は国内で2社以下（2社を含む）の同類（乗用車類、商用車類、オートバイ類）の完成車製品を生産する合弁企業を設立することができる。中国側合弁パートナーと共同して国内のその他の自動車生産企業を合弁する場合は2社の制限を受けなくてもよい

（資料）関連規定に基づき、みずほ銀行中国営業推進部作成

図表5. 2017年における自動車製造業に関する外資規制緩和についての主な措置

2017年4月	工業情報化部・国家発展改革委員会・科学技術部『自動車産業中長期発展計画』（工信部聯装［2017］53号）を公布。自動車製造業における外資参入につき、「内外資投資管理制度を改善し、段階的に合弁企業の出資比率制限を開放する」とし、自動車製造業における合弁比率規制を緩和する可能性について言及
2017年6月	国家発展改革委員会・工業情報化部『自動車投資プロジェクト管理を改善することに関する意見』（発改産業［2017］1055号）を公布。第六条において「『自動車産業発展政策』における中外合弁自動車企業の投資プロジェクトに係る認可および中外合弁企業数に関する規定は伝統的なガソリン車およびディーゼル車のみに適用し、中外合弁による全電動自動車企業の新設に係る投資プロジェクトは『全電動自動車企業新設管理規定』の規定に基づき処理する」と規定。外国投資家が全電動自動車企業を新設する場合には、『全電動自動車企業新設管理規定』第6条に定める「新設企業の投資プロジェクトの投資総額と生産規模は『自動車産業発展政策』の最低条件の制限を受けず、投資者が自主的に決定することができる」という規定に基づき、合弁会社2社以内という制限を受けない旨、明確化
2017年6月	国家発展改革委員会・商務部『外商投資産業指導目録』（2017年改正）を公布。自動車製造業は制限類に分類されているものの、「全電動自動車の完成車製品を生産する合弁会社を設立する場合は2社の制限を受けなくともよい」と規定。全電動自動車企業を新設する場合には、合弁会社2社以内という制限を受けない旨、明確化
2017年8月	商務部『39号通達』を公布。新エネルギー車製造などの12業種につき、「対外開放を推進し、対外開放のスケジュール、ロードマップを明確化する」と規定。将来的な規制緩和を示唆
2017年11月	2017年11月9日に行われた米中首脳会談において、中国の開放政策の一環として2018年6月までに、自由貿易試験区で専用車や新エネルギー自動車製造事業の外資出資率の制限を緩和する政策を試験的に実施すると表明

（資料）関連規定に基づき、みずほ銀行中国営業推進部作成

(1)自動車産業

2017年10月、米テスラ社が上海自由貿易試験区において、独資で新エネルギー自動車の生産を予定していると報道された。商務部はこの報道に対し、2017年10月26日の定例記者会見において「現在、テスラ社は上海市政府の関連部門と交渉中であると聞いている」とコメントした。従来は合弁が義務づけられていた自動車製造業において、独資での進出可能性が浮上した。この直後に行われた米中首脳会談の場において、2018年6月までに、自由貿易試験区において専用車および新エネルギー自動車における外資出資率の制限を試験的に撤廃するとし、新エネルギー車製造において、外資による独資進出の道が開かれたことになる。

中国政府は近年、自動車製造業における外資政策、特に新エネルギー車製造業に関する外資参入に対して、規制緩和を進めている（詳細は図表4、図表5参照）。

また現在、中国の自動車産業は政策転換の真っただ中にある。特に新エネルギー車については、国家製造強国戦略諮詢委員会が2015年9月に発表した『中国製造2025重点分野技術ロードマップ』において、2025年までに中国における新エネルギー車の販売台数が自動車市場の総需要の20％以上、自主ブランド新エネルギー車のシェアが80％以上を達成といった目標を設定するなど、新エネルギー車の普及を目指す方針を明確化。さらに2017年9月には工業情報化部が乗用車の製造企業または輸入企業に対して一定の比率の新エネルギー車を取り扱うよう義務づける規定を公布するなど[*4]、中国政府は新エネルギー車製造を奨励する方向に大きく舵を切りつつある。新エネルギー車奨励策が相次いで実施されるなか、上述のように外資参入に係る規制緩和も徐々に進展している。一方、ガソリン車やディーゼル車に対しては、将来的に生産・販売を禁止する方向で検討しているとする政府高官の発言があるなど、新たな自動車産業における施策が発表される可能性もあるため、外資企業は中国当局の動向にあわせた対応をとる必要性がますます高まっているのではないかと考えられる。

(2)金融業

米中首脳会談では金融業につき、証券、ファンド、先物取引会社における外資出資比率の上限を51％まで引き上げ、中資商業銀行、金融資産管理会社、生命保険分野でも参入規制を緩和すると明らかにした(図表6参照)。

中国では外資による金融業参入に対して、厳格な批准、審査を実施してきた。このたび、規制緩和の方針が表明されたものの、具体的な方向性については今後の関係当局による見解を待つ必要があるであろう[*5]。

また今後は、自動車製造や金融業のほか、『39号通達』でロードマップが示されたインターネットサービス営業所やコールセンターといった電信業などにおける規制緩和措置についても注視する必要があるであろう。

図表6. 金融業における規制緩和措置

業種	現行規定	規制緩和内容
証券会社 ファンド管理会社 先物会社	上場証券会社: ・単独の外国投資家の出資比率は20％を超えてはならない ・外国投資家全体の出資比率は25％を超えてはならない 非上場証券会社・ファンド管理会社・先物会社:外国投資家の出資比率は49％を超えてはならない	・外国投資家の出資比率は51％まで緩和 ・3年後、外国投資家の出資比率制限を撤廃
中資商業銀行 金融資産管理会社	・単独の外国投資家の出資比率は20％を超えてはならない ・外国投資家全体の出資比率は25％を超えてはならない	出資比率に関する規制の内外資統一
生命保険会社	外国投資家の出資比率は50％を超えてはならない	・3年後、外国投資家の出資比率は51％まで緩和 ・5年後、外国投資家の出資比率制限を完全廃止

(資料)関連規定に基づき、みずほ銀行中国営業推進部作成

外資政策に関する今後の展望

習近平総書記は十九大の開幕式の報告において、今後の政策運営における対外開放政策の方針について「全面的な開放の新しい枠組みの形成を推進する」とコメントした。この点につき、汪洋副首相は2017年11月10日付の『人民日報』において「全面的な開放の新しい枠組みの形成を推進する」というタイトルの論文を寄稿。当該論文では「中国は対外開放の基本国策を堅持する」とし、「わが国が日増しに世界の舞台の中心に近づくにつれ、国際社会は中国が国際情勢においてさらに多くの役割を担い、グローバルな問題においてさらに多くの責任を負うことを期待している」とし、世界のなかで高まりつつある中国の存在感を背景に、大国意識をのぞかせつつ、十九大以降の対外開放政策の方針について論述している。外資導入については、「積極的かつ有効に外資を利用することは便宜的な策ではなく、長期的に堅持する戦略方針でなければならない」とし、「単純に海外から資金を獲得するのではなく、外資に搭載された先進技術、経営理念、マネジメント経験、市場機会等を導入することにより、中国企業をグローバルなサプライチェーン、バリューチェーン等に組み入れることが重要である」という方針を明示している。

十九大において今後の発展の方向性が「強国」化であるという方針が示され、外資導入の品質向上が目標として掲げられるなか、ハイエンド・高付加価値産業などの中国政府の産業政策に合致し、中国企業の成長に寄与する業種・外国企業には奨励策を出して誘致するという、選別的な外資導入政策の方向性がより進展する可能性がある。

また当該論文では『39号通達』であげられたビジネス環境の整備についても言及している。世界的に外資誘致競争が激化するなか、グローバルな競争に打ち勝てる投資環境整備が必要との意識のもと、公平な競争を促

進し、安定性、透明性を有したビジネス環境を構築することも強化するという方針を明確にしている。ビジネス環境整備の一環としてあげられているのは外商投資環境・管理体制の改善である。そこで注目されるのが2015年に商務部より発表された『外国投資法（草案）』の進捗状況である。

商務部は2017年11月の定例記者会見において、「現在、商務部は社会各業界から十分に意見を聴取し、『外国投資法』の審議案を国務院に提出した。我々は国務院法制弁公室等の関連部門と協力し、立法審議の関連業務を行う。『外国投資法』を新たな外資投資の基本法として、我が国の外資管理体制を改革し、参入前内国民待遇およびネガティブリスト管理制度を全面的に実施し、外国投資家の合法的権益を確実に保護する」とコメントした。汪洋副首相の論文においても、「内外資の法律法規の統一を加速し、新たな外資投資の基本法を制定する」という方針が強調されていることから、将来的に現行の外資三法が『外国投資法』に集約され、正式に公布される可能性も否定できない。

ただし「『5号通達』の公布と規制緩和措置」で述べたように、2016年の『3号令』、2017年の『2号令』の施行により、外商投資企業の設立・変更手続きは「ネガティブリスト」を除き、原則、届出制に移行し、すでに一定の規制緩和が実現している。また『外国投資法』の制定には商務部のほか、関係する当局が複数あるため、今後、『外国投資法』の制定に関する方向性がどのように確定するのか、注視していく必要があるであろう。

＊1 国家発展改革委員会のHP上では『5号通達』の進捗状況について紹介している
http://wzs.ndrc.gov.cn/gzdt/201707/t20170707_854125.html
＊2 ただし「送電網の建設および経営」など、奨励類に分類されているものの、ネガティブリストにも該当する項目については、「奨励類政策を享受するものの、同時に関連する参入規定を遵守する」としており、留意が必要である
＊3 本措置については、財政部、国家税務総局、科学技術部、国家発展改革委員会が連名で『技術先進型サービス企業の所得税政策を全国に展開し実施することに関する通達』（財税[2017]79号）を公布し、企業所得税の優遇措置が享受可能な企業に関する具体的な条件等について規定している
＊4 新エネルギー車に関する比率規制は、2019年以降に実施予定
＊5 中国銀行行監督管理委員会は2017年12月13日、公式HP上に発表した声明において、「民営銀行以外の中資銀行および金融資産管理会社の外資出資比率制限を緩和し、内外資に対して統一した出資比率規制を実施する」とし、出資比率制限を緩和する方針について明確にした。また今後の対外開放政策の方向性として、①外資銀行のビジネスモデルに係る選択範囲の拡大、②外資銀行の業務経営範囲の拡大、③監督管理規則の最適化の3点をあげ、銀行業における対外開放を積極的かつ着実に推進するとともに、金融システムの安定を維持し、システミックリスク回避のベースラインを確立すると表明した

ブラジルみずほ銀行

Boa Tarde!（ボア タルジ：ポルトガル語で「こんにちは！」）ブラジルみずほ銀行よりごあいさつ申しあげます。

ブラジルみずほ銀行は、ブラジル経済の中心地であるサンパウロに拠点を置き、2017年11月21日より新たなオフィスへ移転しました。

ブラジルは、人口約2億人、南米第1位の経済規模（2016年名目GDP：1兆7,986億米ドル）を誇る国です。BRICS諸国のなかでも注目を集めるブラジルは、世界第5位の国土面積と世界有数の資源大国です。世界でも有数の移民国であるため、サンバやカポエイラ（ブラジルの無形文化遺産として認定されているダンス、スポーツ、格闘技および音楽が融合された文化）、ボサノヴァ等、さまざまな文化や習慣が混じり合い強い個性が生み出され、それぞれの地域に根づいています。また、多様性を受け入れる懐の広さもこの国の強さです。

そのなかでもサンパウロ市は、ブラジル南東部に位置する同国経済の3分の1を占める州都です。サンパウロ経済圏でのビジネスを目的に日系企業の多くが同市へ進出しています。

当行が移転したItaim Bibi地区は、大手ブラジル企業の本社や外資系企業が集中している新しいオフィス街です。ブラジルへお越しの際は、ぜひ当行へお立ち寄りください。

ブラジルは、約190万人ともいわれる世界最大の日系社会を有し、その7割がサンパウロ州に集中しています。ブラジル企業や当行を含む日系企業で多くの日系人が活躍しています。日本から最も遠い大陸ながらも、多くの日本食レストランや日本庭園、Liberdade地区にある日本人街など、身近に日本を感じることができます。

2018年は、ブラジル日本交流110周年の年で、さらなる日本とブラジルの交流が期待されています。また、2018年8月に当行は開業5周年を迎えます。

引き続き、お客さまのブラジル進出および当地での事業展開を全力でサポートさせていただくとともに、両国の関係強化に貢献したいと考えています。ブラジル関連のご照会等がございましたら、ぜひお声がけください。

ご注意

1.法律上、会計上、税務上の助言：本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

2.著作権：本誌記載の情報の著作権は原則として当行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

3.免責：本誌記載の情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。当行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容いかんにかかわらず一切責任を負いませんのでご了承ください。

作成：みずほ銀行　国際戦略情報部

お問い合わせ先

くわしくはお取引店または下記まで

e-mail：**kaigainews.mizuho@mizuho-bk.co.jp**

（2018年1月1日現在）